

和歌山県新宮市における 同和地区の変容と中上健次

若松司^{※1}・水内俊雄^{※2}

1.はじめに

本報告は、2000年9月7日から9日にかけて実施された、和歌山県新宮市での大阪市立大学人権問題研究センター主催の現地研修「中上健次を生んだ和歌山県新宮の「路地」をたずねて」で得られた知見をもとに、その後、若松と水内が現地で行なった追加の聞き取りや資料収集を通じて、暫定的に調査結果報告を行なったものである。まず簡単に現地研修時のスケジュールとその内容を記しておく。

和歌山県新宮市井の沢隣保館において、9月7日(木)13時30分~17時30分の間、「同和地区の概要、同和対策事業の取り組み」と題して新宮市人権啓発課、上平俊之課長に、「同和教育の取り組み」と題して、新宮市社会教育課、松岡正夫課長に、そして「新宮の被差別部落の現状、部落解放運動の歴史、新宮市での差別事件、「福祉と人権」の街づくりのとりくみ」の内容で、解放同盟新宮支部の平見良太書記長から紹介、説明があった。9月8日(金)には、9時30分~12時にかけて、7つの同和地区、および中上健次や高木顯明の墓、神倉神社、熊野速玉大社、佐藤春夫記念館、西村記念館などを平見書記長らの案内で廻った。昼食は婦人部の手作り郷土料理を味わった後、13時30分~16時40分にかけて、「差別の結界石を調査してー「ケガレ」意識は女性差別」と題して、解放同盟新宮支部の松根洋子女性部長に、「新宮での解放運動の思い出、仕事や暮らしー新宮の路地(部落)に生まれてー」と題して、解放同盟新宮支部、田畠稔元支部長からそれぞれ講演があった。9月9日(土)は、9時

30分~11時20分にかけて、「熊野地方の歴史・中上健次・大逆事件」の講演を、県立串本高校の辻本雄一教頭により行なわれ、日本未公開のフランスのテレビ会社制作の中上健次ドキュメンタリーもあわせて視聴した。平見書記長をはじめとして、上記の講師の方々の他、山内弘行人権啓発課課長補佐、荒木勝書記次長、そして新宮市立図書館の山崎泰さんに、この紙面を借りて、いろいろご教示をいただいたことお礼を申し上げる。

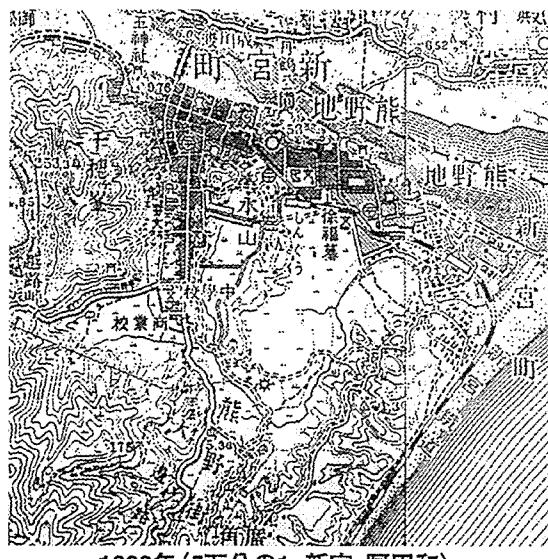
ここでの講演や紹介、その後のディスカッションについては、すべて活字化しているが、膨大な量になっている。本稿では、特に印象的な講演およびディスカッション内容であった、新宮市の1950年代から60年代はじめにかけての同和事業の展開と、1970年代中ごろの、芥川賞受賞直後の中上健次と部落解放運動、同和事業との関わりに焦点をあてて、若干の分析を行なったものである。当日の講演や説明、ディスカッションをベースに、その後収集した新聞資料や中上健次関係の資料を中心に、行政資料や、聞き取りも加味して、論を構成している。しかし何分調査途上であり、本論の構成も、1~3章は水内が、4章は若松が執筆しており、各章毎に独立した感があり、文体などの統一も取れていない。したがって、本論は暫定的な調査報告にとどまっていることをあらかじめお断わりしておきたい。

2.戦前期新宮市の都市空間構造と 被差別部落

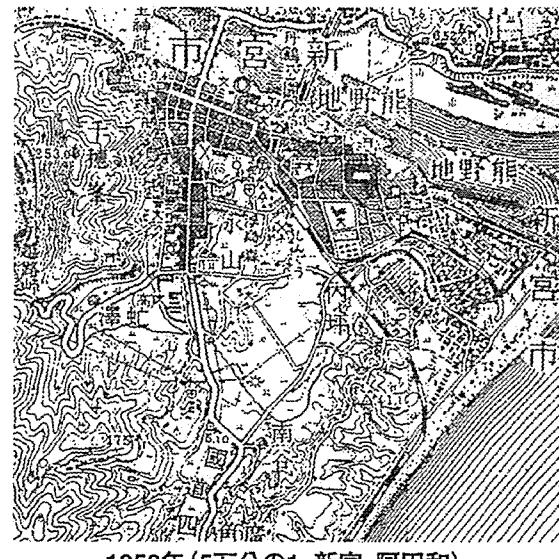
和歌山県新宮市は、和歌山県の東南端、新宮

川(熊野川)の河口のわずかな平地にその市街地を持つ人口3.3万人(2000年)の都市である。紀州徳川藩の支藩、水野家の城下町としての歴史的系譜を有し、熊野川をはさんでかつては同じ紀州藩領であった三重県南牟婁郡、そして和歌山県側の東牟婁郡の中心地として、人口規模に比して、その政治、経済的、文化的中枢性は高い。このような中枢性は、図1のような狭小な平地にコンパクトに詰め込まれている。北は熊野川、東は砂丘堆を経て太平

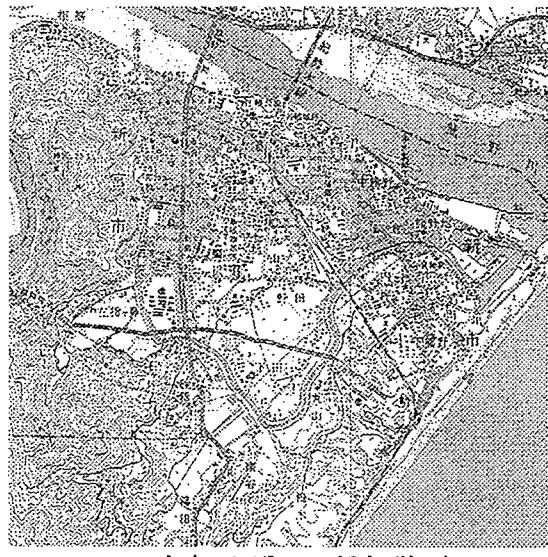
洋、西は石段を駆け降りるお灯祭りで有名な神倉神社を中腹に有する急峻な千穂ヶ峰、南は比較的ゆるやかな台地上の山塊で囲まれた小世界に都市新宮は広がる。そしてこの小世界には、城郭の中心となった丹鶴山の他、写真1のように、日和山、明神山、そしてかつては南に長く延々と大蛇が横たわっているようにみえることで名づけられた臥龍山が長い小さな山体を横たえ、その他の平地は、こうした山塊群を取り巻く形の市田川ぞいの低湿地を



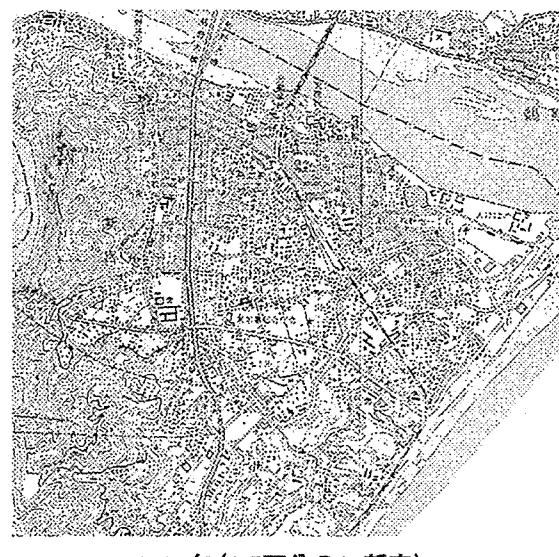
1933年(5万分の1、新宮・阿田和)



1958年(5万分の1、新宮・阿田和)



1966年(2.5万分の1、新宮・鵜殿)



1999年(2.5万分の1、新宮)

左上1966年、右上1999年測量
左上1933年、右上1958年測量

図1.地形図に見る新宮市街地の変遷

南にしている。そしてこの市田川のひとつの源である天然記念物にもなっている沼沢に浮く天然林の浮島より北および東の旧城下町エリアは、わずかに高い土地に位置している。

被差別部落と新宮の都市空間構造を考える場合に、図2に描かれているように、この山塊群の存在そのものと、その位置が大きな意味を有することになる。丹鶴山は、城郭そのものに利用され、南に位置する明神山、ポツツリ山、日和山は、武家地の南縁を画した。城下町時代当時のえた村は、日和山の東側斜面の城下からは小さな尾根に遮られ、ちょうど隠れて見えない小さな谷あいにその場所を定められていた。^{※3} この日和山から南に伸びる山塊は臥龍山、あるいは永山とも呼ばれ、小字名としても継承された永山（長山）^{※4}という地名は、この小さな谷合の被差別部落をさす歴史的系譜を有し、それが新宮では賤称地名として、新宮の人々の心象地理を形成していた。一方、この臥龍山、永山の西側山麓には、西牟婁の朝来から移住してきた被差別部落民が、明治期になってから移住してきたといわれるが、十分には検証されていない。その移住先の小字名は城下町南縁にあたる蘭之沢であった。すなわち、この城下町からみて空間的に周縁にある地

区は、被差別部落の存在により社会的にも周縁化された。加えて日和山から臥龍山にいたる山塊の西側の小字蘭之沢は、蘭草の多く自生する排水の悪い水田地帯という地名の由来をもち、^{※6} 市田川の源流にも当たる沼沢、浮島を有する低湿地に存在したため、被差別部落の地理的周縁性が、社会的周縁性を増幅し、心象地理として新宮の人々に深くインプットされたのである。

たとえば「新宮市の同和地区の歴史（うつりわり）」^{※7} の被差別部落の空間的セッティングを端的に示した一節を次に引用してみよう。「新宮市は速玉神社の門前町、新宮城の城下町として栄えた関係で、一般の人々は今の神社、城跡の周辺に住まいして、湿地帯の臥龍山、条件の悪い臥龍山には住もうとしなかった。このように環境の良くない土地に同和地区の人々は半ば強制的に住まわせされたと言われている。江戸時代には馬町から臥龍山を経て御手洗に通じる一本の道があり当時罪を犯した人が御手洗の処刑場に送られていくので『牢の道』とも呼ばれていたそうです。臥龍山には町に通じる細い道があって山に住む人々はこの細い道を通って番人に門を開けてもらって町へ出かけていました。」



写真1
明治43年頃の新宮
「熊野商工新聞」1971年8月5日
正面右手に見える山塊が臥龍山
原板は山崎泰氏より提供

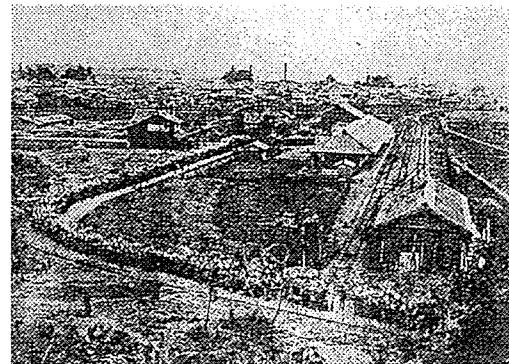


写真2
新宮鉄道開通式記念旗行列
「熊野商工新聞」1972年6月5日
1913年に臥龍山から撮った写真で
手前の道が蘭之沢の切り通しに続く
原板は山崎泰氏より提供

写真1を見ると、明治期では臥龍山は段々畑に拓かれていたようだし、上述の資料では、「大部分が開墾された畑で芋や麦などを共同作業でつくっていた」というように、農耕空間として存在していたと同時に、城下近郊の絶好の勝景地でもあった。臥龍山は「その昔水野藩主がローソクの原料として植栽したハゼの木が丘陵全面を蔽い、秋になると紅葉して満山を彩った。その時季には一瓢を携えて遊ぶ雅人もあり、市民には親しみが深かったものだ」^{*8}と紹介され、近江八景にちなんで新宮八景のひとつ、「臥龍山の夜雨」と、市井の人々の自慢の地のひとつであった。加えて大正期はじめの1913年には新宮鉄道が、紀伊半島の交通の動脈を担っていた大阪商船の寄港地となった勝浦と新宮を結び、終着駅の新宮駅は、臥龍山の東麓に登場することになる。このことにより城下からは隠蔽されていた被差別部落の永山は、写真2のように、新宮の交通の玄関口とともに向かい合うことになる。町の中心地からは、日和山の北麓の伊才田から段々畑のたらたら坂を降りてゆかねばならない状況だったので、臥龍山を横切って細々と走っていた東西の細道の切り通しは、俄然駅前に出る本通りとなり、永山の地は、「蘭沢の切通しにかけて民家が続いており和深屋旅館外二、三の旅館さえ現われ将来は新宮第一の繁華な街となることを予想された」^{*9}。市外西の寺町方面へもこの切り通しは直結し、旧藩主の法要には、士族たちが列をなしというように、一時は新宮のメインストリート化する。そして駅開業に半年遅れて、蘭之沢にある浮島の直北に、大逆事件で連座した大石誠之助らが反対していた浮島遊廓も開設される。

このように、鉄道駅の開設により、江戸時代から長く構築されてきた新宮の都市空間構造が、書き換えるにいたった。しかしそれもつかの間、結局、蘭之沢の切り通しは、1922年に丹鶴城外堀の埋め立てとともにできた駅前と繁華街の仲ノ町を結ぶ丹鶴町通が出来て、メインストリートはこちらに移行するこ

とになった。さらに1938年には省線の線路の付け替えによる短絡化と、新宮駅の移動改築により、被差別部落側は東面した駅舎・広場の背面となってしまう。ただ同年には、臥龍山の南の丘陵の一部を切り開いて、新宮高等小学校が建設されることになる。「各地区物色の結果浮かび上がったのは臥龍山脈に連なる現緑丘校の地。ここでも若干の反対意見が出たが、大勢が将来性を見越して漸くこの地に決定された」^{*10}。図1のように、敷地を要する施設の新たな立地は、臥龍山を取り巻く市田川の低湿地をターゲットにすることは容易に予想できよう。そして丘陵の土地は、それを削り取ることによって、低地の盛り土用として代替される、そうしたプロジェクトがこの高等小学校造成に最初に適用されたのである。

新宮の将来に拡大する都市空間の中心的な位置を占める臥龍山の地理的な位置の優位性は、戦後の被差別部落の変化、変貌に大きな意味を与えたことは次章で述べる。被差別の地、行楽地、遊興の地、駅前という非日常のハレの空間といった、江戸時代から、戦前の近代都市化において、この空間はポジティブにもネガティブにも都市の周縁的な役回りを見事に演じ続けてきたといえる。こうした空間の持つ特質は、戦後臥龍山を消し去り、位置的中心性を最大限用いたシビックセンター化プロジェクトを生み出し、そのプロセス自体が同和対策事業を育て、同和政策がまた新たなプロジェクトを作り出してゆく機構が強固に作用したのである。

また臥龍山の山蔭に城下から隠蔽されていたひとつつの谷あいの被差別空間は、戦後文学の鬼才、中上健次の生誕の地であり、彼の豊穣な作品を生み出す路地の世界そのものであったこと、そして彼の文学のいくつかはこの臥龍山を地理的基盤にしていることについては、4章で詳しく述べることにする。すなわち、被差別部落が地理的に都市の中心に踊り出したこと、そのための環境改善事業が、新たな同和地区を近郊地区に生み出し、同時に同和地

区での土建産業の隆盛を持たらしたこと、そうした大胆な被差別部落の空間的変容の最中に小説家中上健次は育ち、運動とも関わりながら彼の文学が生み出されたことを、本稿は試論的に明らかにするものである。

3. 戦後期の地方改善事業と被差別部落地区の変貌—1950年代後半から60年代前半にかけて—

1. 地区の住環境とその改善事業

臥龍山を取り巻いて、表1のように、江戸時代には東麓に永山、明治期に入ってから、永山から蘭之沢が、そして戦後には、蘭之沢から野田が拡大していくという形で、被差別部落は空間的にも大きくなつた。人口は1935年の時点で、千人を大きく超えており、数字の信憑性はともかく、1952年の1,032人、1962年の1,045人という推移から、既に戦前期に

1930年代にはば1960年代の規模まで大きくなつたと考えられる。戦後直後は、字永山をもとにした春日(通称名)、蘭之沢(字名)、野田(字名)、そして蘭之沢から浮島(通称)が分離して、4地区がそれぞれの地域的個性を有しながら、被差別部落として成立していったといえる。^{※11}

戦後直後の新宮の被差別部落を取り上げる場合、どうしても避けて通れないのが、戦災、そして特に1946年12月の南海大地震による大火で多くの住宅が失われたことである。緊急の住宅供給ということで、罹災者用の、そして引揚者用に多くの応急簡易住宅が建てられたが、それらは早くも1950年代に入つて急速に老朽化し、と同時に1951年に公営住宅法が制定され、一定レベルの公営住宅を建築する必要が生じてきた。「市営住宅売りに出す。屋根瓦に家に人間並みに暮らしたい。3,998戸の焼失に対し、ニワトリ小屋だと批難されながらも大浜に104戸、田鶴原に104戸、三輪崎に10戸」^{※12}という現

表1 各被差別部落の人口の変遷

	永山(春日)	蘭之沢	野田	浮島	出典
1839年	上熊野地の坪 永山に皮田30軒ばかりあり				『紀伊続風土紀』復刻版 歴史図書社、1970年
1904年	上熊野地 戸数68、 人口366人				『光風文庫』所収の和歌山県部落現状調査書(未解放部落の源流と変遷:紀州を中心として/渡辺廣著、一部落問題研究所出版部、1994)
1935年	永山121戸、 684人、 日稼、農、商	蘭沢97戸、 557人、 日稼、農、商			内務省『全国部落調査』1935年
1952年	上熊野地 91戸、402人	蘭の沢 88戸、354人	野田町 60戸、 276人		「和歌山県同和問題研究委員会調査その二」1952年、(渡辺廣「歴史的に見た紀州の未解放部落一覧表」和歌山大学紀州経済史文化史研究所、1971年)守安資料より
1962年	春日 120世帯、 467人	蘭之沢 57世帯、 205人	野田 53世帯、 224人	浮島 42世帯、 150人	熊野商工新聞1962年9月25日

状に加え、1952年からわずかずつ供給され始めた公営住宅になかなか入居できないという住宅難が、住宅問題として新宮市のひとつの政策課題のうちに大きく存在することになる。

同和教育を先取りした責善教育の唱導で同和の先進県ともみられた和歌山県において、地方改善事業という名称で、同和地区施策に2分の1の補助を出す制度が設けられた。同和住宅施策も、公営住宅法を利用する形で、早くから動き出しが、新宮市全体の厳しい住宅難、不良住宅化の中で、被差別部落にも、一般地区への住宅供給事業と平行して、地方改善事業枠を利用した公営住宅供給や道路整備が先進的に始まる。1952年は、こうした事業のスタートする画期であった。既に1951年には土地改良事業によって蘭之沢会館が、52年には野田会館が建設され、^{※13}子ども会も同年に春日、蘭之沢、野田の3地区に設立されている。^{※14}特筆すべきことは、表2のように、上記3地区に加え、蘭之沢から分離した浮島地区を加えた4地区において、不良住宅改良を主眼にした、地方改善事業で公営の簡易平屋住宅が建設され始めたことである。またこの地方改善事業においては、1951年に蘭之沢線の道路改修が開始され、その次に春日野田線の改修が行われている。後者については、既に居住空間が窮屈であった春日から、南に隣接する、敷地が広大にあった野田方面への道路の改修に着手されることになる。「春日町から野田にいたる道路は完全なる排水路なく、污水は不衛生、拘置支所の拡張で水田も埋め立てられ、従来の牛市場だったところも公衆浴場に、あるいは飲食店、保健所の建設、中学校への通学路となっており、地方改善事業として完全なる道路を開設すべく予算化」^{※15}という1952年の記事からもその状況がうかがえよう。

そして1953年には、差別事件が官庁関係でたびたび起こったこともあり、上記3地区は解放運動を統一して、同和推進協議会を組織する。「不良住宅、道路など環境改善を取り上げるとともに、失業、児

童、文化教育諸対策および部落の経済的文化的低位性を克服し、人権擁護運動を強化する」^{※16}という内容で、市、県当局と交渉の場を持ち始めた。たとえば、同年8月に開催された同和問題懇談会では、差別事象絶滅には環境改善が第一であるということで、「家屋の改善についても半年前に県では百万円の予算支出を決定し、地元負担金百万円とで10戸建設することになっているが、果していつ実現するのか、子どもの不良化も差別事象の発生も環境に支配されるのだから、早急に家屋、道路、衛生などについて改善してほしい」^{※17}という要望などが強く出される。全国的に初期の同和行政推進の原動力となった環境改善が生活改善につながるという考え方方が、初めて明白に打ち出されたといえよう。当初春日地区に7.5坪、20戸建設予定が、^{※18}10戸となり、市長、助役と市議からなる改善事業特別委員会により、居住者の割り当てを決め、入居に至っている。^{※19}

表2で明らかなように、1953年に春日で始まった住宅改善事業は、翌年より蘭之沢、野田に、そして1955年からは、浮島を加え、1956年の4年間で、47戸がそれぞれの地区内に点々と建設される（写真3）。こうした地方改善事業の始動の中で、地区民による組織確立のうねりが、1955年3月に、当時の部落解放委員会新宮支部の結成へつながる。この新生の解放同盟新宮支部では、まず住宅改善要求に力を注ぎ、浮島地区、「特に市民病院裏の不良住宅の実態は健康問題を含めて大きな社会問題である。悲惨な状態におかれている現状は、春日、野田、蘭の沢区内にも複雑な種々の形であらわれているが、この病院裏の実態は部落の貧困性、未解放地区全区の貧困性をも支えている」という認識のもと、この浮島地区の不良住宅一掃を市に要求している。^{※20}そして同年には、表2に見られるように初めて地区外への住宅建設が、新宮では最初の大浜地区への鉄筋3階建てのアパート建設へとつながり（移転地との位置関係は図2を参照のこと）。

和歌山県新宮市における同和地区の変容と中上健次

と)、4地区の住民の18世帯が大浜に移転する。ここに同和地区の郊外分散が始まり、全国でも例を見ないような、同和地区の数が増えることになる。

さらに引き続き、1959年には、新宮市は春日地区

の不良住宅地区改良計画を立てる。地方改善事業によって移転が可能である世帯の住宅から改良をかけてゆく今までの方式の住宅改善事業を転換して、クリアランス方式で、現地に再び鉄筋アパート

表2 公営住宅建設から見た同和地区の変遷と現状

	元からの4地区				大浜	下田 (南丸山)	砂羅 (橋本)	田鶴原	南谷	鴻田	松山	10・2種木造 10・2種筋4F 22・2種筋4F 16・2種筋4F 16・2種筋4F
	春日	藪之沢	野田	浮島								
1952												
1953	10											
1954	5	3	2									
1955	4	4	4	3								
1956	3	3	3	3								
1957	大浜へ7	大浜へ5	大浜へ4	大浜へ2	18							
1958					2種筋3F							
1959	野田へ2	野田へ1	5	野田へ1								
1960		以上2種木造										
1961	下田へ13	14	9	4		13 春日から						
1962	砂羅へ10	砂羅へ1	砂羅へ5	砂羅へ11		2種筋耐	28・4地区から					
1963		61・62年度モデル地区改善事業					2種筋耐					
1964												
1965												
1966												
1967												
1968												
1969												
1970												
1971												
1972	松山へ	松山へ	松山へ	松山へ								
1973												
1974		1・2種木造										
1975												
1976						13 改良●2						
1977							2種筋耐2F					
1978	12	→小集落改 良 改良鉄筋 2F					2戸1					
1979	23											
1980	15						18 改修					
1981	4											
1982								9 小集落改良 南谷より				
1983								35 小集落改 良で統合				
1984												
1985												
1986												
1987												
1988						2 南丸山へ	2 大浜から					
1989						16 南丸山へ	16 大浜から					
1990							10(松) 5(田) 新規1	5 南丸山へ				10 南丸山へ
1991												
1992												
1993		7 南丸山へ										
1994												
1995												
1996												
1997												
1998												
1999												
2000												

資料:「謹賀館のしおりー新宮市の同和対策」;新宮市 1993年,『週刊同和タイムス』1965年6月20日,『新宮市史』(昭和307, 801頁), 1972年,および新宮市役所での聞き取りから水内作成。

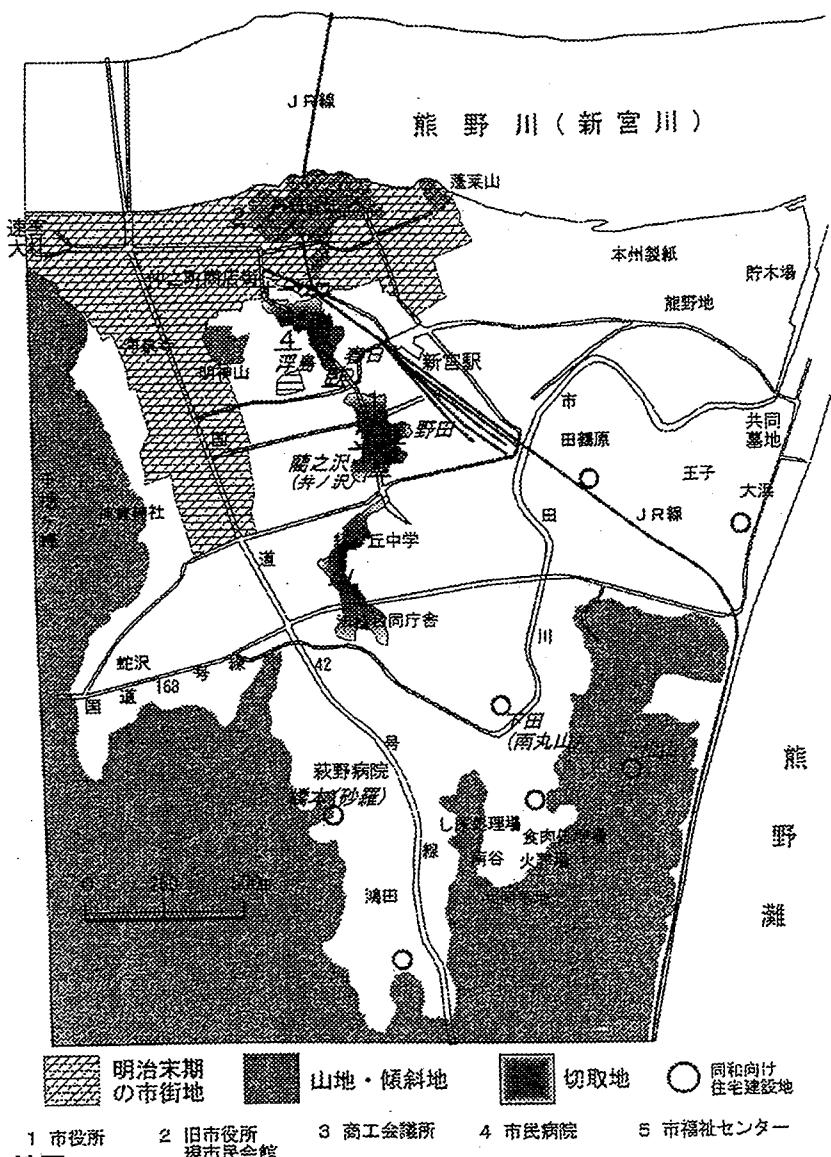


図2 新宮市の都市空間構造と同和地区

を建設する方式が考えられ始めたのである。当時の春日地区の状況について、「去る21年12月の南海大地震による罹災者にたいし、応急住宅104戸、戦災住宅48戸を建てた。しかし不良化がひどく改築の時期が迫っていた。入居者の多くは低所得の人たちが大半を占め、自力による改築は難しい。その後過密居住による各自の素人建築が増加、また土地高度利用による戸数の増加点からも非常に憂慮されている」。したがって道路および広場を整備し、環境をよくする必要があるので、「34年度に不良住宅地区改良事業として、中層耐火住宅18戸の建設内定をうけ、……35年から4ヵ年で106戸の改良住宅を実現させる」^{*21}、というものであった。

1950年代末の同和国策を求める西日本の自治体の中央政府への請願運動が高まる中で、和歌山県もその運動の中核を担っていたが、自民党のバッカアップを受け厚生省の方では、同和対策要綱を制定して、全国からいくつかの地区を指定して、地区改善のモデル事業を行うことになる。1960年になって、全国16箇所の中から和歌山県でも田辺市と新宮市の2箇所が選ばれることになる。新宮市での事業は、1960年からの3年間の計画で、「新宮の春日野田藺之沢浮島の258戸、905名が対象。隣保館67万円となって」^{*22}いた。この事業は次の二つの点で非常に特徴的な事業であった。ひとつは、この事業により同和地区の郊外分散が決定的になった

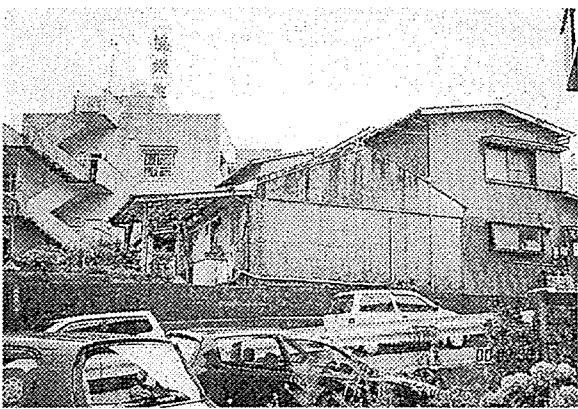


写真3 いまでも面影が残る1950年代後半の現在払い下げの市営住宅（2000年9月、蘭之沢地区で撮影）

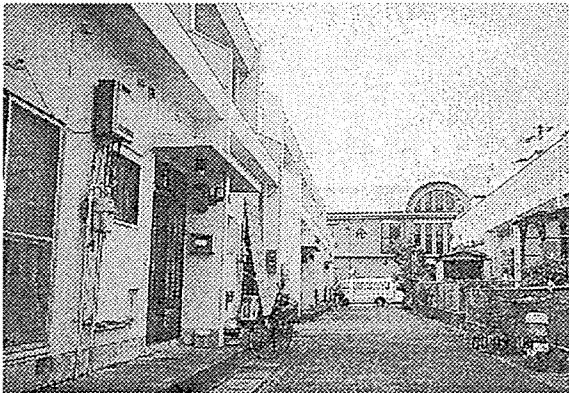


写真4 春日の小集落改善事業で建設された住宅。
奥は春日隣保館（2000年9月、春日地区にて撮影）

こと、そして地区外居住に土地購入が必要となつたことである。

表2のように、旧地区の春日などから41世帯の下田、砂羅への移転と、27戸の地区内自己建替えがはじまる。図2を参照すると、下田は市田川ぞいの低湿地、砂羅は隔離病院、避病院とも言われた市の結核病院のすぐ近くというように、その位置は問題を孕んだところであった。「地区内に建設の75戸（1953年からの合計：水内注）については、不良住宅を撤去した跡に建設しているので、環境も一変し入居者も基礎を築いている地区に住居が出来るので好都合であるが、地区外建設の場合勿論建設場所により一様にその是非を論ぜられないが、例えば下田に建設の13戸は低地帯のため排水が悪くその対策が望まれている。但し37年度砂羅に建設の28戸は、一般公営住宅の混住の形で建設

された。立地条件もよく独立感はない」^{※23}。砂羅、現在の橋本では、この混住は今でも評価されている点であり、その意味ではよいスタートを切ったのだが、逆に下田の場合には、地区外で土地を購入せねばならないという負担を迫られた。4地区がどのような配分で計画を立て、また住宅の不良度などをチェックする機関として、4地区役員より構成された同和事業対策委員会が、撤去移転すべき世帯を決定した。しかし「36年度の40戸は、春日に建設する13戸は5戸以上の団地建設のため、地区内に適当な敷地がなくやむなく入居者がそれぞれ苦しい生活の中から敷地買収費を借金して、下田に敷地を求める、かろうじて建築したが、これらの人々は現在もなお借金の返済に苦しんでいる。この建築にあたって市は敷地造成費を予算化せず、建築費を削って建てたため、住宅の程度が他の地区に比して悪くなり、安心して住居できない状態にある。公営住宅の建設に敷地買収費を入居者個人に負担させる矛盾が蘭之沢地区でも行なわれているが、全国的に例を見ない」^{※24}などといった問題が生じた。土地や建物、そして間取りもすべて市がアレンジしたこの下田の集合住宅は、土地は個人持ちという珍しい形を取ってしまい、後年の再度の改良事業の障害となったのである。

規模的にも空間的にも、新宮の同和地区の拡大と住環境の更新という意味では、この2地区の登場は当時としては画期的なことと認識されていたようである。たとえば、「特にモデル地区対策実施で15年前に比べ地区環境は著しく整備。ことに山を背にした小屋掛けの危険な不良住宅が多かったが、公営住宅で居は氣をうつすのとおり、生活意欲の向上や子弟の教養育成に顕著な効果」をあげたと、当時の新宮市役所の職員からその事業の有効性が評価されている。^{※25} 18坪、6畳2間、簡易耐火構造の平屋建てのシンプルな市営住宅が、こうして郊外に同和地区として誕生し、その後、表2に見られるように、引き続き同じ形式の建物が、1965年に田鶴原

に5戸、1966、67年に南谷に10戸、1969、70年に鴻田に11戸、そして1971年には木造で松山に10戸と建設される。図2でも明らかのように、これらの住宅建設地区は、見事に郊外地に分散し、4地区の同和地区は、一時11地区まで増えることになる。

1960年代のこうした同和行政は、厚生省主導のモデル地区事業で先手が打たれ、この10年間は、4地区の過密を、少しづつ郊外の辺鄙などころに立地させることにより解消していったのである。最後の松山のように、県の住宅供給公社開発の1戸建て郊外住宅地区の一画に建設されたり、図2が示す南谷のようにいわゆる「迷惑」施設が集中立地するすぐ近くに建設されたりと、一概にその立地の得失を一般化することはできない。しかし運動論的にみれば、後年にはこれが新宮市の行った差別行政であったという位置付けが前面に出され、ちょうどこうした住宅が10数年ですぐ老朽化し、それをバネに建替え要求や、移転して集中的にまとめるという方向で、70年代後半からもう一度同和地区が大きく変貌する。その意味では後年の同和行政の推進力になつたとも位置付けることができよう。1960年代の同対法制定をめぐる運動の大きなうねりの中にあって、新宮においては、住宅はどちらかというと運動が闘って勝ち取ったというよりも行政主導で供給され、解放運動の主流は後述する差別問題の追及や政党支持問題などのほうに、より多くのエネルギーをつき込んだ感があった。^{※26}

2.臥龍山の切り取りと市役所建設

1960年代の初頭、被差別部落を両山麓に擁した臥龍山の切り取り、およびその跡地に出現することになる市役所をはじめとする官庁街の出現は、新宮の都市構造を決定的に変えることになった。しかし、官庁街を、空間的に被差別部落の場所に移転させる案が大きな物議をかもし出したことも事実であった。本節ではこの過程を復元してみたい。

部落解放運動体の認識では、官庁街の臥龍山

切り取り跡地への移転は、当時の木村藤吉市長の英断であるとされている。木村市長は78歳の1959年4月の市長選で、圧勝の五選を果たす。ここで震災・大火で大きなダメージを受けた戦後の処理を終えた市長が、今度は将来の新宮を見通した総合都市計画を策定する。その基本案は、同年の10月にまとまる。本論に關係することは、「市街地を二分する日和山、永山など丘陵地を緑化修景して、市街地の環境を改善するとともに、レクリエーション用に役立たせる」^{※27}という、当初は臥龍山などに公園緑地としての開発方針が示されていたことである。そして半年後の1960年4月には最終案が市会への説明会で公表された。これを伝える新聞記事では、「本町に官庁ビル、大新宮市の都計案を公表」という大見出しのもと、「市役所のある本町、近大分校付近を公館地区として総合官庁ビルを建てる。敷地は2000平米、5階建て、国、県の出先機関も全部収容。市役所は現在の位置が住居、交通の中心地として一番適していると説明委員の助言があった」と、シビックセンターが、丹鶴城の西横、丸の内にある当時の市役所付近に求められたことが確認できる。

ほぼ同時期には、木村市長が懸案としていた三大事業の、上水道拡張、市民病院拡充、そして市役所新築が同時に議論されていた。1959年11月に当年度分の庁舎新築のための起債が認められ、あとは強力な起債運動を行なえば、本年度中にも着工できるという見通しが立てられていた。^{※28}現在地か、野田の保健所付近か、駅東の城南中跡地などが候補地であり検討中という記事が、1959年の暮れに出る。^{※30}こうした敷地選定の動きとは別途に東京の建設省で進められていた都市計画案は、上述のようにシビックセンター構想を丸の内での市役所の現在地建替、臥龍山は緑地にという配置のもとに進められたといえる。

しかしながら敷地選定は遅れ、1960年の9月議会で、選定作業は協議会に移され慎重審議される

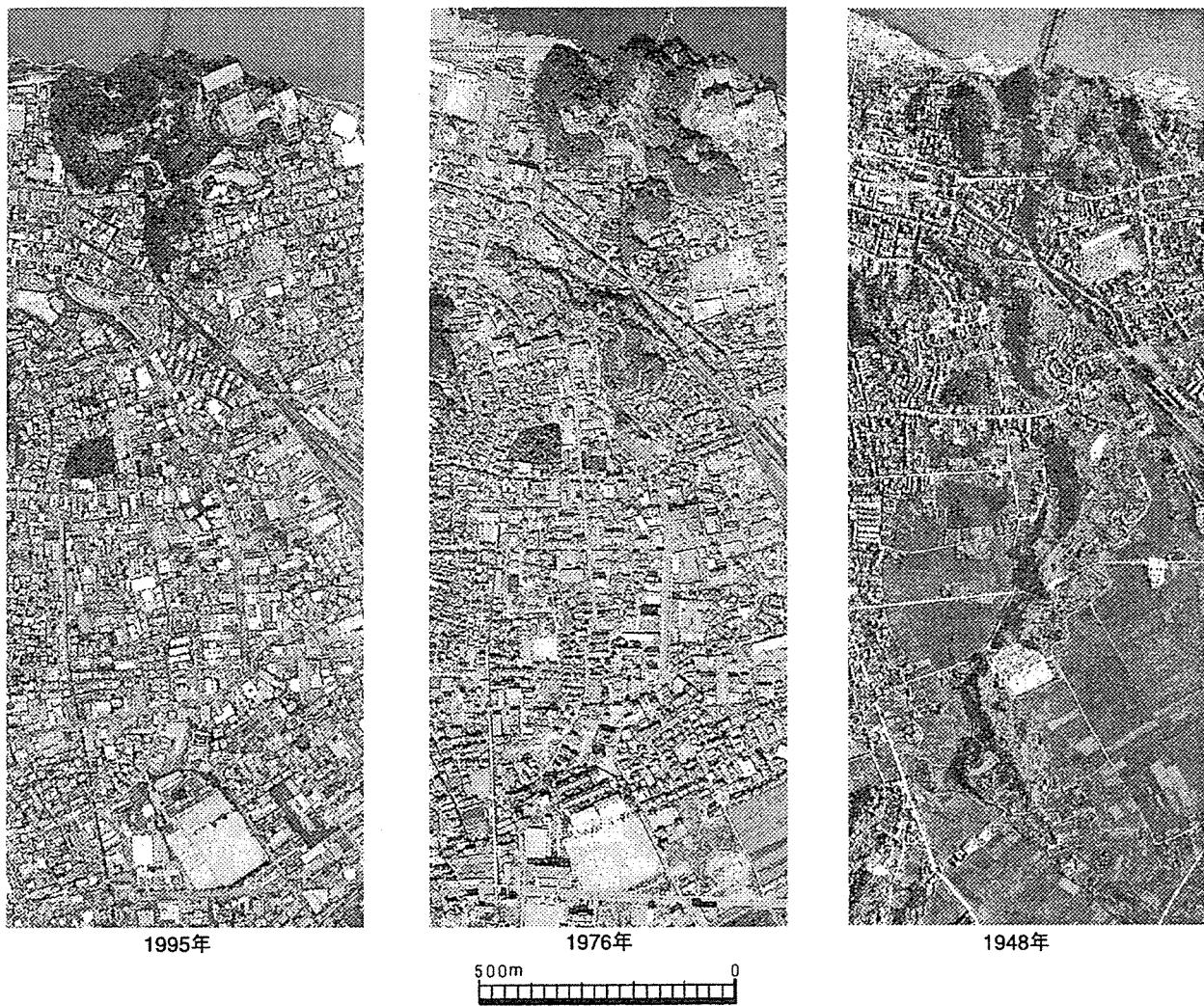


図3 空中写真よりみた臥龍山、日和山を中心とする同和地区の変貌
左:1995年新宮市所有 中:1995年C36-14. 右:1948年米軍撮影R1373-9.

ことになる。^{※31}当局からは、現在地、藪の沢の県道沿い、緑丘中学校付近があげられた。議会での質問に対して市長は、都市計画は絶対的なものでないから、現在地建替えの丸の内案から変更することもありえるとの答弁を行ない、土地選定のための特別委員会設置が過半数1票差でからうじて設置される。ここで敷地選定をめぐって議論が沸騰することになる。市の商店街連合会は、仲之町商店街をはじめとして、商業集積が丸の内に接して大きく見られることにも関わって、都市計画案で打ち出された丸の内官庁案を強く支持する。そして南のほうに発展する可能性を認めつつも、今後の三重県側への発展や歴史的に熊野川とともに栄えてきたという

ことを鑑み、北側に重心がある現在地の妥当性を市に請願する。^{※32}この他投書や市民の意見として、市民感情と都市計画の観点からやはり現在地がよいのではないか、あるいは洪水を考えれば南部は低地であり、正面に速玉神社をかかえ、溪流を眺め、各地の名士に来てもらえる現在地を勧める意見が、新聞紙面に現われた。実際、世論が候補地の3つに分かれ、町内会、商店会など主体に庁舎争奪戦となり、場合によっては市長の命取りになるのではないかという意見もまことしやかに語られるような状況であった。ようやく同年11月末には、「市会の特別委員会が早急に結論を出しそうにななく、400万円分の鉄材も置き場所に困り、緑丘も野田も狭すぎたり、

表3 市役所建設3候補地の比較

	現在地(丸の内)	春日・萬之沢	緑丘
敷地	539坪の現有地に民有地460坪を買収する必要があり、立ち退きなど含めた措置に相当時間がかかる	1500坪の買収費が必要	1500坪の買収費が必要
整地	建物除去費と地盤切り下げ費が必要	山の堀崩しで道路面から6mとした場合に、5000m ² の土の処分並びに工事費に経費が必要で、機械を投入しても6ヶ月以上かかる	山の堀崩しで道路面から6mとした場合に、25000m ² の土の処分並びに工事費に経費が必要で、3ヶ月以上かかる。またその土の処分地に付近の田畠の買収が必要だが、埋立後に売却できる
工事中の職務	分散執務することになり、事務上の不便と事務能率の低下、市民の不便をもたらし、間借りする公民館や学校教育に支障を来たす	支障なし	支障なし
その他	商店街や官庁など接近し、交通には便利である	やや市の中心に近いし、交通には便利だが、駅に近いため騒音が心配	市の中心からやや離れた交通に多少の不便がともなう
財政的		現庁舎売却費が得られる	現庁舎売却費が得られる
建設費概算	建設費:6200万円、敷地費90万円、民家買収費1702万円、合計7992万円	建設費:6200万円、敷地買収740万円、整地費2882万円、合計9832万円	建設費:6200万円、敷地買収費750万円、整地費1236万円、合計8186万円

「紀南新聞」1961年2月28日の記事より作成

買収地があったり、低くて整地費がかかるなど、適地とするに至らず、第3の候補も物色したが、なかなか。現在位置が最も有力か、月末までには決めたい」という助役談話が載せられる。^{※35}しかしここで12月に入り、庁舎移転をめぐっての差別投書事件が明らかになり、議会も市当局も結論をすぐには出せなくなってしまう。

当時の新聞記事によれば、「市庁舎敷地問題で、萬の沢町の松原芳三郎あての氏名不詳の一市民からの投書に差別的字句が書き連ねてあったことから、人権問題として市の人権尊重委員会がとりあげ、既に数回ほど委員会を開いているが、県同和委員会東牟婁新宮市地方連絡委員会で、この問題処理に対する次のような要望書を議長に提出。人権無視の文句が並列し個人的にあらず部落民全体に対しての誹謗は全く遺憾。この要望書を受けて、市会で協議、10人で要望書審査特別委員

会を結成」することになる。^{※36}この差別投書は11月29日に投げ込まれたものであったが、内容は、永山（通称は山=臥龍山）の連中は、市役所移転のためにきばって運動しているが、特殊部落の集まっているところに役場など持っていたら市の信用を落とす。またおとなしい市民はおじけづいて行けなくなる。もし山に建てて欲しいなら、部落は立ち退くこと。何をやるにも暴力や無茶でやってくるその根性を直して來い。みんな刑務所行きばかりや。とにかくこうした運動はやめろ、他の町に恥ずかしい、という差別表現に満ち溢れたものであった。^{※37}

年内の経過はこれ以上今のところ明らかにはなっていないが、「最近忌まわしき差別問題が発生したことを伝えられ、いよいよ位置問題が紛糾錯雜しているよう」^{※38}であり、「しかし起債の関係で、早急に着工が迫られ、これまでの候補地を一切白紙にどし、新春早々に敷地を決めることに決定、経済的、

位置の適否、面積、工事の時間性の点からはつきりさせ、「一挙に決定」^{※39}することを市は決断する。これを受けた2月末に、現在地（丸の内）、春日・蘭之沢、緑丘の3候補地が正式に挙げられ、表3のように詳細にその得失が明らかにされた。経済的には現在地だが、建替え中に職務に支障があり、春日・蘭之沢は経費はかかるが、現庁舎の売却費が入り、交通の便も悪くはない。緑丘は、現庁舎に加え、付近の埋立田地を売却できるが、交通には不便であるといった具合に、最適地がなく、さらに新しい候補地を物色することも考えられた。^{※40}

4月末の新聞記事では春日に決定したことが伝えられたが、^{※41}5月末には、春日か緑丘か決らず、という記事が出る。^{※42}ここで選定委員会を解散し、木村市長の決断によって敷地選定を行なうことにして、結局1ヵ月後の7月22日の新聞記事により、春日に決定したことが正式に報道された。^{※43}冒頭にも述べたように、差別投書事件を契機に、春日への移転を木村市長が英断したという運動体の判断は、この辺の経緯から生まれたものと考えられる。

春日に決定した理由は、緑丘で買収価格が折り合わず、現在地は狭い上に住居移転費がかかるのに対して、春日では地主の好意で土地買収が比較的やすくなれたことにあった。土地の大半は臥龍山に当たるが、もともと文化学院創設者で有名な西村伊作らの所有であり、その後大半は新宮刀圭界の草分けである医師岡定松の未亡人レイの所有となっていた。^{※44}岡定松は、医師大石誠之助や沖野岩三郎、西村伊作、与謝野寛・晶子らと交友があり、そのため大逆事件ではとばっちりを受けたと未亡人のレイは語っているが、^{※45}市役所建設候補予定地の「大部分が岡医師の未亡人、レイさんとその長男久氏（妙法鉱業所医師）、一部は藤原敬三医師と菅谷菊次郎精肉屋であった。藤原氏分を岡氏は譲り受けたので、岡1465坪、菅谷135坪が市に寄付され、その条件として持ち主が地上3mまで切り下げ、その工事費1800万円を市が地主に払う予

定。実質的には市が業者を導入して、ブルやショベルカーで整地。地上3mに整地した後、その土は岡氏が南部方面の貯木場の造成のための埋立に使う」、という経緯と過程が示された。

市議会は1961年10月9日に市庁舎移転を賛成27、反対2で可決し、岡久氏が医師をやめて新宮土地開発会社を設立し、切り取り工事をはじめることになる。臥龍山の南部の方の切り取り土は、1960年ごろの新宮の人口増加を受け入れる住宅地や事業所の敷地造成のための格好の盛り土として狙われ、「連日新宮市外の建設に速度を速めるあわただしさをみせている。年間の埋立量は最近1ヵ年間に20万m³」^{※47}であると新聞紙面をにぎわしていたが、この傾向に拍車をかけたのが市庁舎移転だったといえる。図2のように新宮駅裏にその山容をみせていた臥龍山は、「土砂ブーム」として街に話題を提供し、^{※48}1964年までにはその姿を完全に消してしまう（図1も参照）。跡地では、1962年2月27日に庁舎の地鎮祭が行なわれ、1963年10月5日に、市制30周年とともに新庁舎が完成する。同年春に市長を谷氏に譲っていた木村氏は、翌年4月に死去する。切り取り地の中心を貫く中央通りと新たに命名されたこの一角は、市役所のほか、市福祉センター、職業訓練センター、商工会議所、関西電力新宮営業所やビジネスホテルが並ぶ地区として、木村の構想はほぼ実現している。

この市役所移転と臥龍山切り取りに平行して、旧4地区内の不良住宅が郊外の下田や砂羅に、モデル事業の一環として移転していたことは既に述べたとおりである。1960年代は、この後、表2にあるように、田鶴原、南谷、鴻田そして松山へと毎年数戸から10戸程度、郊外移転が行なわれ、新しい同和地区が周辺にできるとともに、図3の空中写真にあるように、1946年には臥龍山の山塊は、1976年に見られる、春日の集落を懷に抱え込む日和山だけが残される。この1960年前後とは、1946年生まれの中上健次にとっては、中学から高校という多感な時期にあた

新宮市役所提供的資料より作成、左はしの黒柱は道路、真中のうすい黒柱は住宅、右の透明柱はソフト事業。

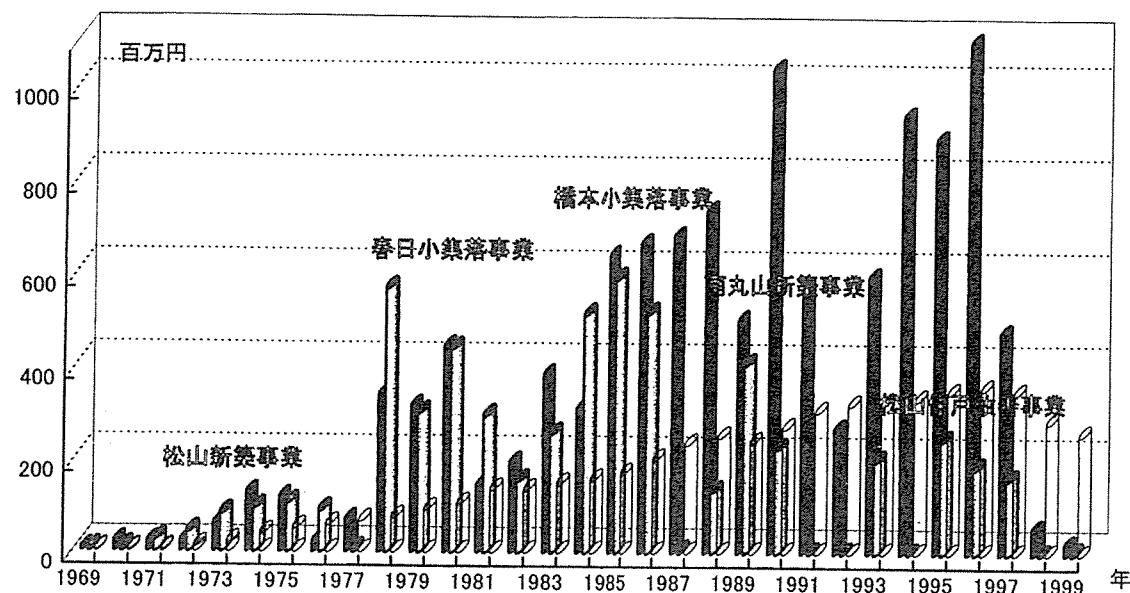


図4 同和対策事業費の費目別変遷

り、春日に生まれ、こうした変容の最中の同和地区において、野田で育っていた。後述するとおり、中上文学のひとつのキータームである路地は、春日の集落からフレームアップされたものであり、60年代一連の臥龍山の切り取りで残された山塊の日和山が、こうした路地をそのままに残してくれていた。4章で示される春日の小集落改善事業と日和山開発は、この最後の山塊の日和山を取り崩すものであり、その空間的結果は、図3における1995年の空中写真を76年のそれと比べることで一目瞭然であるように、まず春日の小集落改善事業で、日和山の南がなくなつて、2階建てのアパート(写真4を参照)に変わり、そしてその後の日和山開発で、北西部分が削り取られ、大型スーパーと付設の駐車場建物に変貌する。このふたつの事業の経過に中上は次章で紹介するようなコミットをする。

次の4章は、この事業を中心に、1970年代中ごろの、中上健次と同和地区との関わりに特別に焦点を当てて分析を行なう。1960年代から70年代前半の運動や同和行政の実態については、今後の分析課題としておく。ただ1976年に中上が芥川賞を受賞する前後、1969年に施行された同対法による同

対事業が、新宮では本格的にスタートする時期であった。図4は、同対法施行以後の同和対策予算の費目別推移を示すものであるが、いくつかの予算額の山がある中で、1979年からの山が、表2にも見られる春日の小集落改善事業のスタートにあたり、同和行政の法施行下での本格的な事業として重視されるものであった。路地を消す、あるいはなくしてゆく始まりとなったこの事業を背景に、中上の活動や発言があったことをあらかじめ指摘しておきたい。

4. 中上健次の「路地」とそれを取り巻く社会的・政治的諸関係—ゴミ収集民間委託問題と日和山開発を中心にして—

1. プロローグ

中上健次は終生、小説の創作と並行して故郷新宮・熊野において数々の文化的活動を組織・展開してきた。ルポルタージュ『紀州』の取材で和歌山県下の被差別部落を経巡った後、いよいよ地元春日町での活動が開始される。それが部落青年文化

会の結成であった。この会は中上健次と春日町に住む有志楠本秀一、向井隆両氏が結成し、1978年2月5日の佐木隆三氏を迎えた第一回から同年10月7日吉本隆明氏を迎えた第八回まで続く連続公開講座の主催をその主な活動とした。著名な作家をゲストに迎えるこの講座は地元でも多くの注目をあつめていたことが、多くの紹介記事からも窺い知れる(43、47、48、55、59、64、65、67、73、75、76、77、81、82、85、105、118、119、128、210、211、212、215、216)。この番号は文末の付表の記事番号に相当する。以下同じ)。その他にもこの会はこどもまつりを企画したり(56)コンサートを協賛(71、72、74、78、79、80)したりしていた。中上健次は後年この文化会のほかにも「限ノ會」(87年)や「熊野大学」(90年)を組織するが、被差別部落に拠点をもち被差別部落の人々が会員であったことが、この部落青年文化会の大きな特徴である。これら新宮や熊野での文化活動が中上の創作活動に大きく影響したのは自身の語るところである。

ところで部落青年文化会が結成された1978年、新宮市では被差別部落に深く関わる出来事が起こっている。ゴミ収集業務の民間委託という問題と春日小集落事業、いわゆる日和山開発である。ゴミ収集業務民間委託問題は8月初旬に生起して以来、賛否を巡って新宮市全体を巻き込む論争に発展しており、部落青年文化会と中上はこの論争に部落差別の観点から臨んでいる。一方の同和対策事業の一環として行われている日和山開発は中上が創造した虚構空間「路地」の物理的基盤の解体を意味していた。芥川賞作家になってからも故郷新宮での活動に拘泥した中上健次にとって、これらの出来事はどのような意味を持っていたのか、そしてこれらの出来事を取り巻く社会的関係の中で彼はどのようなポジショナリティを占めていたのか。本章の目的是部落青年文化会と中上健次の活動をその社会的背景であるゴミ民間委託問題論争と日和山開発の内に位置付け直し、彼らの社会的政治的立

場を確認することを通じて、幾つかでもこれらの問い合わせを明らかにすることである。具体的に言うと、本章では『新紀日報』『紀南新聞』『熊野商工新聞』『さんでージャーナル』などの地方新聞の記事と中上健次の諸作品における当時の新宮市の描写をこの紙面上で並置し、彼らの活動を取り巻く当時の新宮という場の再構成を試みる。

2.ゴミ収集民間委託問題論争

(1) 経緯および市当局と市職組の論争

ここで簡単に経緯を辿っておく。1978年8月4日、ゴミ収集業務を民間委託にするという新宮市の行政方針が『新紀日報』において公表された。その後、瀬古潔市長(当時)は8月11日にごみ収集対策臨時専門委員会(中谷泰久座長、委員十二名)を開いてゴミ収集対策について諮問をうけ、9月5日に開会された定例市議会において議案として上程した。この行政側の動きに対して自治労や市職組が二つの請願書と二つの陳情書を議長に提出すると、これら陳情請願四件は常任委員会に付託され、休会中(9月8~20日)の委員会審査の結果委託の賛成が採択された。これを踏まえ市議会は9月21日に賛成22、反対4で議案を可決、10月1日にゴミ収集業務の民間委託を実施した。この間に市当局や市職組をはじめ各種団体や一般市民を巻き込んで新宮市全体で民間委託の賛否について議論が交わされたが、これら一連の論争を本稿では「ゴミ収集民間委託問題論争」とよぶこととする。以下ではゴミ収集民間委託を巡ってさまざまな方面から交わされた市民の声をここに並置してみる。

事の発端は8月4、5日付『新紀日報』の二回にわたって「市民の皆さんへ 清掃と福祉」というタイトルで掲載された記事(86、87)である。それは新宮市環境衛生課の名で新宮市行財政の現状を述べ、瀬古市長が就任以来行ってきた行財政改革の一環としてゴミ収集民間委託を実施する考えがあると言っている。ちなみに同じ内容の記事が8月5、8日付

「紀南新聞」にも掲載されている(88、89)。

※8月4、5日付「新紀日報」「市民の皆さんへ 清掃問題と福祉」(86、87)

「激動する経済不況下における自治体、その財政もまさに危機に直面しているといえましょう。本市においても昭和三十九年から八カ年にわたる赤字再建団体時代からどうにか脱出したもののさらにきびしい落込環境が続き昭和五十年の時点で第二次赤字再建団体入り直前の姿となりました。立ち遅れた行財政から脱皮すべく昭和五十年度より五十二年度にいたる三ヵ年を自主再建期間と定め行財政全般の見直しをはかり改革に改革を進め苦心慘憺の末、どうにか初期の目的を一応果たし次の段階への足がかりとすることができました」。しかし「さらに複雑多岐にわたる住民ニーズに対応し」「安らぎと生きがいのあるまちづくり、生活の向上、暮らしそよいまちづくりの実現をはかるには」「行財政の第二次自主再建に取り組む必要があります。昭和五十三年度から五十五年度までの三ヵ年を第二次自主再建の期間にあて、三ヵ年実施計画を基本として、本年度から実施に入ったわけですが、幾多の事業を計画的に実行していくには内部的にもさらに体質の改善、甘い市政を改め、公務員本来の奉仕精神のかん養、行政全般にわたる改善、合理化をはかり行政基盤の拡充をはかる必要があることはいうまでもありません。」「ここに事務事業の一部民間委託の必要性にせまられるものであります」。<以上8月4日付「新紀日報」>「本市においても事務事業の効率化をはかるため数多くの民間委託を実施していますが、今一つ民間委託事業として検討中のものに清掃行政におけるごみの収集業務があります」。

このように記事はまずゴミ収集業務の民間委託をこれまでの新宮市行政の中に位置付け、そして次に財政面から民間委託の必要性を説いている。

「新宮市並びに周辺市町村のごみ収集に要した五十二年度一ヶ月、一世帯あたりの費用をみてみますと、新宮市五二六円(車の購入費を除く)A町一八八円(〃)B町二五二円(〃)C町三五二円(〃)D市四四四円(〃)E市三三五円(〃)F市二六六円(車の購入費を含む)本市においてこの業務を民間委託に切替えた場合には、年間約数千万円の経費節減をはかることになります」。一方「昭和五十二年度に新宮市立熊野地保育所新築工事の総事業費は六千八百四十一万四千円(財源内訳は国、県補助金四千二十五万二千円、地方債二千二百万円、一般財源六百十六万二千円)」となり、「従ってごみ収集業務を民間委託することにより保育所を毎年一ヶ所建設することができる計算にもなります」。

民間委託後のサービスについても次のように釘をさしている。

「民間委託を実施しましても週二日制の収集崩さずむしろ住民サービスの向上につとめます。市の責任において今まで以上の住民サービスを目指して親切第一、市民の立場になった収集を行います。もちろん夜間収集とか市民の皆さんにご迷惑になるような行為は一切いたしません。民間委託になれば市が業者に委託料を支払うもので市民から手数料など一切徴収することはありません。その上さらに本年度はごみ袋の一部無料配布を実施、近く皆様のご家庭にお届けするよう準備を進めています」。

また民間委託に伴う職員の処遇についても「適材を適職につけ充分能力が發揮できるようにし、余剰人員の整理など」もないよう充分考慮すると言っている(以上8月5日付「新紀日報」)。

こうして新聞紙上で公表された市の方針に対して

最初に反応したのが新宮市職員組合である。8月10日付『紀南新聞』(91)には市当局が、「ゴミの収集民間委託に反対して、昼の休憩時に公用車(ゴミ収集車など)で市庁舎前に乗りつけ、不法集会、オルグを強行」という市職組の行為に対して厳重注意するという記事があり、また市職組は同日付『新紀日報』や8月18日付『紀南新聞』で民間委託反対を文書で表明している。ここでは後者の記事をみる。

※8月18、19日付『紀南新聞』「清掃民間委託は市民に不利益まねく」(102、103)

「先に市当局から、本紙に清掃行政の民間委託について一方的な見解が打ち出されました。」「この見解は、全体としては、日常の市民生活に深く結びついた清掃行政を委託化によって『サービスが下がる』『暴力団等の利権の対象になりやすい』『委託業者の生活が不安定』等々たくさんの不安を解明し、市民の皆さんの納得を得るものには程遠いものであります。」

1.「当局は、私たちの指摘する『委託労働者の不安定な状態(賃金は安く、契約は一年間ですし休暇や退職金など一切なし)が、業務に専念することを妨げ、市民へのサービス低下を招く、各市の委託化の実態から歴然』に対して、具体的に答えておらず、『今まで以上のサービス向上に努める』との決意表明しかないわけであります。」

2.委託化による「収益」の問題について。市当局の話による委託化の順序は「1.53年10月1日より8台の収集車のうち3台の収集車を七人の委託者に行なわせる。2.この時四名の現場職員を他の職場へ廻す。3.以降の委託化は、現場職員の退職等を待って逐次行なう、とのことであります。」<以上8月18日付『紀南新聞』>すると「十月一日から行なう委託化では、市役所全体の職員数はそのままにおかれ、逆に七人の委託者を増すことになります。当然、その人たちに支払う委託料が持ち出しとなって続くわけであります。又、以降の委託化についても

現在、現場の職員の平均年令は、四〇・五才と働きざかりですから、退職等は、先の話となります。市当局のいう『数千万円の経費節減』は、まさに空手形であり、市民の皆さんへのサービスの低下だけが残る結果となるでしょう。」

3.市の財政の問題。「清掃行政の現状は、海南市の約3分の一、和歌山市橋本両市の約2分の一、田辺市の約七割の一ヶ月一世帯当たり負担経費でどこにも負けない行政サービスを行っております。今後とも一層の努力をする決意であります。以上のように、市当局は一方的な宣伝によって、市民の皆さんの日常生活に欠かせない行政の一つを強引に悪化させようとしています。社会的にいやがられる仕事で、低い賃金、劣悪な労働条件だったという困難さの中で、その悲しみや怒りを時として市民の皆さんに向けた「過去」の時代から職員や市の当局あるいは、市民のために働くという労働組合等の協力や行動、又、とりわけ『御苦勞さん御苦勞さん』とはげまされる市民の支えの中で、市民のみなさんの約七・七割(市民アンケートの結果より)の世帯から満足を受けるに至った今日の清掃行政、何故に「過去」に引きもどそうとするのか。まったく理解できません。【新宮市職員労働組合】」<以上8月19日付『紀南新聞』>

議論の応酬はさらに続き、市環境衛生課は8月18日付『新紀日報』「変らぬ『甘えの体質』 一人30万円を越す人件費 市職員組合への反論」(101)において「組合がこのように『直営』にしがみつく姿勢そのものが、なが年の、ぬるま湯的体質と立遅れた行政のアカを示すもので思い切った合理化、改革が必要であることを自ら証明しているようなもので、木を見て森をみないわがままの論理です」と語気を上げて反論している。まず市職組が懸念している委託労働者の賃金、待遇問題からくるサービスの低下の心配について、委託料は清掃委託基礎資料にもとづき算出したもので、現在の費用より低額で

あっても受託業務の遂行を妨げるものではないと説明し、むしろ問題なのは「現在の直営でごみ収集のため一人当たり年間三百七十七万円、一ヶ月一人平均三十一万の人件費」をかかえていることであり、「市民一世帯当たりのごみ収集経費は、各市まちまちですが、民間委託にした方が直営より経費も安くつくことは実証されています」と反論している。

これにたいして市職組は8月24日付『新紀日報』「市職員組合への反論を読んで『わかってほしいんです、これだけは…』新宮市職員労働組合」(117)で再反論している。その論旨は、1.独自の調査によると、直営を委託に切り換えた他の市町村では経費が安くなったところもあるものの、その結果サービスが低下し住民が困っているのが実情である。2.民間委託によってゴミ収集業務を過去の劣悪な労働条件に引き戻してはならない、ということである。これらの議論の応酬から、ゴミ収集民間委託問題論争はサービスの質と経費を主な焦点としており、それに市職組側から清掃行政の歴史が付加されるという構図をとっていることがわかる。

(2)一般市民の声

基本的にはこの構図を踏まえながらゴミ収集民間委託論争は新宮市全体を巻き込んでいく。その様子は新聞に投書された一般市民の意見の多さに反映されている。そこで次に一般市民の投書による民間委託論争を見ていくことにするが、その際まず投書の記事内容を項目別に分類しさらに賛否の立場別に整理し、若干のコメントを付与して論争の場の再構成を試みたい。尚、ここで引用した記事は以下のとおりである。※8月23日付『紀南新聞』「投書ゴミの民間委託に賛成」(115)、※8月31日付『紀南新聞』「私の意見 中上健次さんお教えを」(131)、※9月1日付『紀南新聞』「私の意見 一にぎりの労働貴族だ」(137)、※9月2日付『紀南新聞』「衛生課にお尋ねゴミ論争に心痛める主婦」(138)、※9月2日付『新紀日報』「投書ゴミ収集

「民間委託」を考える」(142)、※9月5日付『紀南新聞』「投書に応えて 荷車と掘っ立て小屋から」(151)、※9月6日付『紀南新聞』「私の意見 清掃現業員の給料で」(157)、※9月7日付『紀南新聞』「投書 ゴミ収集 市直営を望む」(161)、※9月8日付『新紀日報』「投書 環境衛生の管理に 費用を惜しむな 市議定数減らしては!」(167)、※9月14日付『新紀日報』「投書 誰が処理をする 頭の良い市長さまへ」(180)

項目は、筆者が新聞記事を読んで判断して、経費・給与、サービスの質、市行政、歴史、部落差別の5つを設けた。まず経費・給与の項目について賛成と反対ごとに分けて次のように並置した。

〈賛成〉

(115)「今度市がゴミの収集について民間委託を進めていますが、大変結好な事と双手を上げて賛成している一市民です。この不景気の世の中に、市のゴミ収集と焼却にたずさわる市職員は一ヶ月の給料が平均三十数万円にのぼると聞きました。私達市民の貴重な税金がそのような無駄な費用に使われていることにはげしい憤りを感じずにはいられません」。【ゴミ民間委託賛成の市民より】

(137)「ゴミ収集反対だと騒いでいる人々は、血と汗と手豆を作り得た私達小売商人(月収14万円)が国民の義務として拠出している血税によって市の清掃員が年間実労働平均収入31万円とか、全く私達納税者を馬鹿にした労働貴族の人々が云っている事で、弱者と云って市民の同情を得ようとしている」。【民間委託大賛成の下熊野地在住市民】

〈反対〉

(138)「ゴミ収集は汚くて、しかも大切な仕事です。この職場の方々の給料が問題の一つになっているようですが、特別の手当てとか又は時間的な優遇がなくて他の職場と同様であるなら、この職場の方達の給料だけ問題にするのはおかしいと思います」。【新宮市内一主婦】

(142)「市職清掃労働者の平均給与は、四〇・五歳で十六万六千円。社会通念としてもそうだが、こぼれた残飯を手ですくい上げるという人々にとってこれは決して高い額ではない。」(西道一市民)

(151)「八月二十三日付本紙に『民間委託に賛成』として、文中に『ごみ収集と焼却にたずさわる市職員は一ヶ月の給料が平均三十数万』だからと、賛成の理由をのべる投書がありました。大変な誤解です。市当局の資料による清掃現場職員の一ヶ月の給料は、一人平均十六万六千円であります。これらから約二～三万の税金や社会保険料などを差引かれて、手元には十四、五万となるのが実態です。投書者が何故そのように言われるのか理解できません」。【新宮市職員労働組合】

(157)「清掃労働者の平均賃金は四〇・五才で十六万六千円とのことでした。この金額は、それぞれ家族をかゝえて、人間として今日を生きて行くために、何も高いとは思えません。世間にはホワイト・カラーをよろこび、現場労働者を軽視する風潮もないとは言えません。けれども毎日々々、汚物とかそれに近いものを扱いながら街をきれいにしている人々にこそまっとうな賃金を払って当然ではないでしょうか」。【市内磐倉一市民】

現業職員の給与額に関する認識が食い違っていることが注目される。事実上正しいのは反対側が主張する16万6千円である。賛成側が誤解したのはおそらく1978年8月20日付「紀南新聞」「一人30万円を越す人件費」(107)の市当局の「ちなみに現在の直営で、ごみ収集のため一人当り年間三百七十七万円、一ヶ月一人平均三十一万円の人件費をかかえています。」という説明を誤って受け取ったためではないだろうか。

次にサービスの質について見てみると、

〈賛成〉

(131)「今までの清掃員のサービスが良いとお思いでどうか。ひと頃よりは良くなりましたが、ゴミの

事で質問しても殆んどまとまぬ返事が返って来た事はありません。民間委託問題が生じてからゴミ袋を各家庭へ配るなどしていますが今までついぞなかつたことを今になってするのは感ぐられて見苦しいと思います」。【新宮市 一主婦】

〈反対〉

(142)「市は民間委託にすると『サービスはむしろ向上』するという。その方法はといえば市の説明を読む限りにおいては、清掃労働者をしめつけることである。直ぐにも首にするなどおどすことで諸規定に従がわせることである」。(西道一市民)

(161)「私は八月上旬、大阪方面に旅行に行ってのことと、ゴミの回収が朝六時に来たので、親類の人間に聞くと『民間委託だから、それでも、これぐらい、まだましよ。友達の所なんかゴミの山がくすぼり又いやな臭いやハエなんか飛んでくるのでこまっているそう』その時、私は『どうして市の方にお願いしないの』といったら『民間だから市としても馬の耳に風のようなものよ』その時私は誇りに思いました。矢先に民間委託にびっくりしています。ゴミ収集にたずさわる市職員給料のことを言えば市民が一番お世話に成っている人達とちがうでしょうか。」【新宮一市民より】

(167)「もし民間委託が実現した場合、サービスの低下はまぬがれない事は火を見るより明らかのように思います。汚ない仕事も市職員として将来の安定感のもとにプライドをもって働く事が何よりサービス清掃を左右する根元になるように思うからです」。(市内一主婦より)

賛否ともに自らの体験にもとづいて主張しているので読者に実感として伝わりやすいものの、このような議論が水掛け論に陥ってしまうのは明白である。既述した市当局と市職組の論争もこの点を自らが提示したデータに基づいて主張しているが、データの信頼性が双方ともに疑わしいので結局のところ水掛け論に終始してしまっている感がある。

続いて市行政について。

〈賛成〉なし

〈反対〉

(142)「市の資料を見る限り、新宮市のゴミ収集に必要な一世帯当りの負担額は他の市町村にくらべて、いかにも高い。だが、これは事実ではない。県下各市の中でも和歌山市、橋本市などは新宮市の倍の費用を使っている。田辺市でも、新宮市よりは約百七拾円高い。そして、これにくらべると新宮市はいかにも安い」。「市当局は市民に、一方的な資料を押しつけた。これは、市民を信頼したやり方では決してない」。(西道一市民)

(157)「次回には市の部課長以上の人件費、年間所得と日割りしたものを発表してください。このクラスの人々の賃金ならば、私共市民にとっても、無駄な部分をチェック出来そうな気がいたします」。【市内磐倉一市民】

(167)「四万市民の衛生管理のため、一番尊い仕事をついて下さっている方々を云々するより、市の経済立直しのためなら市会議員の定員を五、六名へらす方向に努力していただくわけにはいかぬものでしょうか」。(市内一主婦より)

民間委託問題をきっかけにして市行政に対する不満・不信が市民の間で噴出した。そもそも8月4日の『新紀日報』の記事が奇異な感じを市民に与えたにちがいないほど唐突に公表されたのであった。確かに5月27日付『新紀日報』にはゴミ収集民間委託について市当局と市職組が交渉を行なっていると報道されているが、扱いは小さく、多くの市民の目に止まったのは8月初旬の記事だったようである。この唐突さは市民を当惑させ、市の行政に対する不信を招くこととなったのであろう。市行政、とくにゴミの民間委託に関する市のやり方の性急さ、曖昧さ、いい加減さ、そして過熱ぶりが人々の目につくことになり、多くの投書が寄せられている。たとえば「一市民として疑問に思うのが、議会制民主主義をとって

いる新宮市なのになぜ、広報車を出して『清掃民間委託は十月から実施します』と断言できるのか、聞くところによると議会は九月四日から始まるらしいんですけど…なぜそんなに議会に対して自信をもてるのか?このような事も私達市民にとって不安になる訳です。」(134)という投書や、「市当局は、市広報や地方新聞だけでなく宣伝車で連日市内を廻るという。これまでにみられなかったむしろ「異様」とも思える程の過熱ぶりです。」(117)という市職組の指摘がある。

歴史については次のとおり。

〈賛成〉なし

〈反対〉

(142)「昔、といつてもついこの間まで、清掃労働者の社会的、経済的地位に低く差別と偏見にみちたものであった。『おい、まだ食えるど』と、お前ら食べろとばかりにくさったバナナを投げ出してくる人の話などまだそれほど古くはない。いつか労働者のたたかいがあり労働の価値が見直され、近代都市が確立されて行くにつれて清掃労働者の地位もだんだん向上してきた。その清掃労働者の姿を少なくとも経済的には、また昔にもどすという」。(西道一市民)

(151)「荷車と南谷のほったて小屋から始まった本市のゴミ収集、歴代の市長さんや『御苦勞さん御苦勞さん』とはげまされる市民の方々の支え、また「俺は赤の職員、市民のためのゴミ収集や」とがんばった清掃労働者、このようなお互いの苦労や心の交りが今日市民の七・七割の世帯から満足をしていただける行政にと発展したのです。委託化はこれらをつきくずし、5年、10年と先々に悔を残します」。【新宮市職員労働組合】

現状のゴミ収集業務直営にいたるまでの歴史的過程については民間委託反対の立場からのみ言及されている。これらの歴史記述は不明確かつ不正確であろうが、こうした記述からゴミ収集業務に

に対する偏見や差別との闘いの歴史が垣間見られる。これらの差別や偏見がどのような実態であったか、そしてどの程度部落差別と関連していたのかなどについては全く知ることができないが、これらの偏見や差別が部落差別と結びついていた蓋然性は高いように思われる。また、市当局側にはこのような歴史的過程の認識は見受けられない。むしろ「組合がこのように『直営』にしがみつく姿勢そのものが、なが年の、ぬるま湯的体質と立遅れた行政のアカを示すもの」(101)とあるように、そのような歴史を認めないと立場を探っている点が見逃せない。

最後に部落差別について見てみると、

〈賛成〉

(131)「一、清掃の民間委託はどうして部落差別問題につながるのか、私には分かりません。被差別部落の方が多数職員として居られるからでしょうか。」「四、被差別部落のかたがたが弱い立場…とありますか、どういうわけでしょう。今日本で、一番強いのは被差別部落の方々ではないでしょうか。何故ならばすごく強大な組織をお持ちですから」。

【新宮市 一主婦】

(137)「彼等は過去と現在の収入と労働がこたえられない程良くて私達主人(納税者)より高貴な生活が出来るから従前通りを好んでいるので、市行政の改革(一般市民と同程度になる)に反対して、その理由を文字で正義化しようと私達をゴマカソウしているが、もうガマン出来ない」。「あなた方は一にぎりの労働貴族です」。「どうか市の部課長殿様頑張って一にぎりの労働貴族を私達と同じラインまで下げさせて、私達と同程度の生活環境まで下げさせて下さるよう頼みます」。【民間委託大賛成の下熊野地在住市民】

〈反対〉

(138)「ゴミ集めにそんな高い給料等という考え方には、ひいては人の職業に貴賤をつける考え方方に他ならぬと思います」。【新宮市内一主婦】

民間委託賛成の立場からこのような露骨な差別発言が現れている。これらの表現と歴史の項目で確認したことを考えあわせると、ゴミ収集業務が部落差別と深い関係があったと想定される。ちなみに賛成側の二つの投書は新宮人権擁護委員協議会からの批判をうけている(222、223)。

以上、ゴミ収集民間委託問題をめぐる新宮市全体の論調を概観してきた。各新聞に掲載されたゴミ収集民間委託問題に関する一般市民からの投書は1978年8月4日から9月22日までのわずか一ヶ月半足らずの間に19件もあった。この数字はこの問題がいかに市民の関心を集めたのかを示していると思われる。この他にも市当局が宣伝カーを走らせたりビラを撒いている一方で、新宮市内の革新陣営(自治労、新宮市職、紀南地評、紀南労協、社会党、共産党両新宮支部)が8月26日と9月8日に「清掃民間委託計画の撤回を求める総決起集会」をひらいたり(120、155)、また9月8日の大会のあとには市役所前広場～丹鶴町～仲野町～大橋通り～裁判所前～市役所前とデモ行進して、約一万枚のビラを市民に配布・反対を呼びかけたりしていた(166、168)という街の様子は、当時の新宮市の喧噪がかなりの熱気を帯びたものであったことを物語っている。中上健次はしばしば小説の中で新宮という土地から立ち込めては登場人物たちにとりつく何かを「熱病のやうなもの」として描いているが、この一ヶ月半足らずの新宮市全体の喧噪は、筆者の目には新宮市民にとりついた「熱病のやうなもの」であるかのように映った。次にこの熱気の中で部落青年文化会で行なった取り組みに触れていくことにする。

(3) 部落青年文化会と中上健次の活動

ゴミ民間委託問題に部落差別の観点から臨んだのが部落青年文化会と中上健次である。新聞紙上で確認できる民間委託に関する部落青年文化会の活動は、8月18日の瀬古市長への直談判、8月22、23日の意見広告(110、114、116)、9月1日のハガキの

配布(156)である。8月18日の直談判については新聞報道と中上健次本人による報告がある。『新紀日報』の記事(104)には中上と瀬古市長の次のようなやりとりが報道されている。

中上氏は「少し急ぎすぎのような気がするんですが…。私たち部落問題に取り組んでいる者にとって構造的差別につながるんでは、と思うのですが」と話すと、市長はニッコリ笑いながら「そんなことは少しもありませんよ。中上さんは立派な作品を書くよう努めいらっしゃる。私は立派な市政を務めるよう努力しています。この問題は、他市町村に比べ遅れているいくつかの市政の中で、改革しようと市民の中から盛り上がってきた要求です。もう何年も前から検討してきたものです」と応えていた。(8月19日付『新紀日報』)

中上が話している「構造的差別」という言葉に留意しておきたい。具体的な実態はわからないが、おそらく新宮市の社会的背景として確かに存在する差別意識や差別的状況を意味しているのだろう。彼自身はこの日の様子を次のように述べている。

※8月23日付『紀南新聞』「市長に会って 新宮で 中上健次」(112)

「新宮出身の作家の気持ちを持って、八月十八日瀬古市長をたずねた。部落青年文化会の三人と一緒にである。私も部落青年文化会も、市職組と衛生課の論争点である経費やサービスについてではなく、清掃係職員25名の約半数11名を占める被差別部落出身者の生活という点から、反対と意見を申しのべた」。「市長は、私どもよりも言う言葉をじっときいてくれた。私が言ったのはこうである。まず解せない事が沢山ある。被差別部落が、ハンディをもってしまう事は自明の事で、その為に、国も県も市も、差別解消の為、いやハンディ克服の為、様々な努力をしてきた。被差別部落から、市職

の現業に人が就職しているのはその為ではなかったか?それが、何故、市職合理化がその清掃係員からおこなわれるか?生活や諸権利を守らなければならない社会の『弱者』が一等先に合理化の対象になるはどうしてか?私は、他ならぬ新宮で、そのような事が行われるのか納得できないと思ったのだ。『何故?』と問い合わせると次々出てくる。何故、合理化が現業(つまり肉体労働)からか?何故、市民の討論が熱し切らないのに、議会提出九月初旬、実施十月と急ぐのか?市民の誰もが耳にしていると思うが『おめく』とも『ししる』とも新宮弁で言えるようなほど、宣伝カーを使って何故、キャンペーンを張ってまわるのか?同席した民生部長がいみじくも言ったように、物わかりの悪い理解のない人には差別感を抱いている者もいる。その差別感をかきたてるように、宣伝カーは『ししつて』廻っていると心なやます者もいる」。「その差別感や差別をなくす為、私たちの親は努力してきた。また、私も親同様に努力しなければならない現状である。市長は熱心に丁寧に答えてくれた。ただ私や、部落青年文化会の提起した『何故?』に、充分な答えを得られなかつたのである。いまいちど訊ねてみたいのである。正直、不安である。親たちが努力し、辛うじてハンディ克服の道をみつけている今の生活基盤が、破壊されるのではないかと」。

『新紀日報』で連載されているコラムではより率直に市長との対話について語っており、とりわけ市当局の心無さが強調されている。

※8月27日付『新紀日報』「わがらの町 中上健次2」(122)

「市長は僕らの言うことを聞いてはくれるけれど返ってくる答えは、こうやれば安くなる、だけ。僕らは人間のことで行ったんだけど、返ってくるのは企業利潤、赤字か黒字か、冷たい数字や金銭だけだった。どんな人間にも傷がある。お金だけで生きてい

るんなら通用はするが、他人にも傷を持っているという「いたわり」がほしかった。」「正直言って失望した。この時同席していたのが瀬田民生部長。彼が言うのには、清掃の人たちはかつて差別されていた。今もされており、我々がゴミを取ることから配置換えで開放してやるんだー。この人も弱い人の気持ちを分らないと思った。瀬田さん-自分に弱いところがあり他人から手をつっ込んでなおしてやるといえば、これ以上つらいことはない、これ以上傷つくことはないんです。ゴミを取っているのは恥しいこと、恥しいことだから私たちの手で変えてやろう、なんて。」

また次の記事では新宮市全体を包み込んでいる漠然とした雰囲気を敏感に感じ取っている。

※8月30日付「新紀日報」「〈わがらの町 中上健次4〉市民が動き出した 問題の民間委託 うしろの方に大きな影?」(129)

「ちょっと異様なんじゃないかナア。民間委託を市の方がアワ食って急いでいるとき、うしろの方に何か大きな問題がある。急がしている感じがあるというワケ…女の人人がそう言ってた。」

「ウチの親父の家へ行くと、紙封筒がきていて、オヤジは野田町の町内会長をしているんだけどヲ。その手紙には"ゴミ収集を考える市民の集い"という具体的な動きが出ていた。」「市職組が闘争に取り組んでいるのは、この問題が市職組の問題で当然だけど…、一般市民がモノを考えはじめていることが、ボクは嬉しかったんですよ。」

以上の記事を一瞥すると今後の展開が期待される課題が提起されていることがわかる。中上が「構造的差別」とよんでいるものがそれに相当する。「何故、市職合理化がその清掃係員からおこなわれるか?生活や諸権利を守らなければならない社会の『弱者』が一等先に合理化の対象になるのはどうしてか?」「何故、合理化が現業(つまり肉体労働)

からか?」(112)と次々と繰り出される問い合わせはさまざまな事象が複雑に絡まり合って存立する部落差別の実態を暗示しているようだし、また「ちょっと異様なんじゃないかナア。民間委託を市の方がアワ食って急いでいるとき、うしろの方に何か大きな問題がある。」(129)のような彼の直感的な物言いは、「構造的差別」というものが物のように存在するのではなく、むしろ霞のように手応えのないものとして存在していることを言い表しているように思われる。しかしこの構造的差別は少なくともゴミ民間委託論争の活発なこの時点ではその存在をほのめかされるだけでこれ以上解明されることはなかった。後に中上健次は『熊野集』で新宮市における差別のあり方に次のような解釈を与えていている。「路地ハソレガ日本ダケノ特性カモシレナイシ、アルイハ都市ソノモノデモ農村ソノモノデモナイ絶エズ農村的感性ニ浸蝕サレ続ケル新宮トイウ人口四万弱ノ地方小都市ノ性格ニヨルノカモシレナイガ、流レテキタモノト土着ノモノノ混合ニヨッテ成リタチ開放的デアルニモカカラズ閉鎖的ダッタ。路地ハ他所者ニ対シテ閉鎖的デアリ、差別的ダッタ。路地ハ西、東ト呼バレルニツノ部分カラ成リタッテイタ。山ノ脇ニ固マッテ家ガ建ッテアルノガ西、住宅ノアタリガ東。西ニハ何代モ続イタトイウ土着ノ者ラガ住ミ、主ニ下駄直シヲシテ職人組合ギルビノヨウナモノヲツクッテイタシ、洋装ガ流行ル以前ハ羽振りヨク、東ノ方ハ他所カラ流レテ来タ者ガ伝手ヲタヨッテ埋メタテタ蓮池跡ニ住ミツイタノガ多ク賃仕事ニ従クシカナカッタ」(『中上健次全集』(以下「全集」と略記)6,434-435頁)。そうすると、この路地の東に住む人々の多くがゴミの収集業務に従事していたと考えるのはそう不自然なことはないだろうし、民間委託が部落差別につながるというのをこうした文脈から解釈できるのではないだろうか。しかしこれ以後部落青年文化会は「さんでージャーナル」の記事に対する批判として掲載された意見広告(110)や民間委託反対を呼びかける広告「反対です!! ゴミ収集の民間委託」(114,116)を

紙面に掲載したにすぎない。その中でも興味深いのは『さんでージャーナル』への意見広告である。

※8月22日付「新紀日報」<広告>「何が欲しいのですか?山上さん 公開質問状」(110)

前略 さんでージャーナル創刊以来、筆たよりに論陣を張って来て、もう15年近くになりますか?正直、最近はひどいものになりましたね。アカ新聞はアカ新聞なりの方法があるらしいのですが、これはもうムチャクチャですね。論というより、瀬古市政を頭からホメあげるだけの文章ですね?「どっちもどっち舌足らず」568号(このあいだの日曜日)の文章、結論は、瀬古市長の言うとうりにしろ、と言っています。

事は「弱者」切りで、ひいては部落差別につながる気配を持っている「清掃民間委託」です。あなたは、なぜ、そう急いで、瀬古市長の名を持ち出してまでチョウチン記事を書くのですか?これは広告記事ですか?いくらで請けあつたのですか?それなら部落青年文化会は論争を辞しません。

不潔な動きは、部落青年文化会のもっとも嫌うところです。山上為男さんに以下の頃間公開質問状を出します。(1)「弱者」切り棄て策をどう思うか?(2)構造的部落差別をどう思うか?(3)企業のようになった市をどう思うか?

この公開質問状に対して山上為男は『さんでージャーナル』紙上で皮肉まじりに「構造的差別」「気配」「企業のようになった市」などといった言葉の曖昧さを指摘しつつ、「結論は一ぺん試験的に新宮方式ゴミ収集をやらせてみたら、どっちの言いぶんがホントか実証してくれるだろう」というところに落つかざるを得ないではないか。(中略) 試験的に一部方式転換といつても、具体的なやりかたには、幾つかの方式があり得る。その方式の検討は、一部方式転換にあたって、当事者間でよく討議検討すればよいことだし、合意が成立しなければ、成立しない

理由や、条件について市民の前に公開して検討を受ければ、ええじゃないか、というのが私の考え方」(125)と持論を展開している。このようにゴミ収集民間委託論争に独特な視点から臨んでいる山上は、別の個所で部落青年文化会に「瀬古市長は新宮株式会社の社長か、という一見一聞では、ハシにも棒にもかからないかのように受取れる、部落青年文化会が、投げ出してきた、提言が、わずかに、瀬古改革に反対する意見としては、ほかの論議よりは一ミリぐらいは進んだものであったと言えるかも知れない。惜しむらくは、この提言が、自分たちの仲間だけを守ろうとする立場からの「甘え」から脱しきれず、瀬古改革の表皮に触れるにも到らなかったことを、部落青年文化会は、きびしく反省すべきであろう。」(203)と辛辣な批判を浴びせているが、たしかにこれらの活動はどれも単発的で組織だったものには見えず、むしろその単発さゆえに不徹底さが目につく。中上健次が『新紀日報』のコラムで「ボクらは方法が分んネエんだ。動く方法を…」(129)とほやいているところを見ても、民間委託に関する部落青年文化会の活動は充分に組織されていなかったようである。

この点に関して重要なと思われるのは、部落青年文化会が民間委託の問題に介入した一方で、部落解放同盟新宮支部がこの件に全く関与していないことだ。「被差別部落のかたがたが弱い立場…とありますが、どういうわけでしょう。今日本で、一番強いのは被差別部落の方々ではないでしょうか。何故ならばすごく強大な組織をお持ちですから」(131)という差別的な投書にもあったように、一般市民は常識的に安易に部落青年文化会には解放同盟という後ろ盾が存在していると想像してしまう。解放同盟との結びつきがあれば、強力で組織的な運動は可能なのではないか、と。が、この点については1979年1月17日付『毎日新聞』夕刊に掲載された「被差別部落の公開講座八回で打ち切りの反省」と題された中上の文章を参考にすべきである。

もともと部落青年文化会とは、部落解放同盟新宮支部の執行部にいた楠本秀一、向井隆両氏と中上健次が、「延べにすると何時間、差別について、被差別部落について、県や市の対応について、新宮支部にも見えるボス構造について意見を交わし、激怒し、嘆いたか分らない」が、「激怒したり嘆くより、あるいは批判するより、すべての差別やそのものの怪を引っくり返す事が先だ」ということで、「部落解放同盟も、全国部落解放連絡協議会をも、思想としてくつがえし、凌駕するという思い」で結成した組織である。したがって解放同盟新宮支部との確執は相当なものであったらしく、「解同新宮支部の中心になっている者たちは、公開講座に呼んだ講師、(具体的には石原慎太郎氏)を名指して、文化会が右傾化しているし、部落や解放運動には縁のない単なる文学の集まりにすぎないと、噂したり、また「私が、文学の読み直しと現代文学の地平を語る公開講座が、声高に差別を論じない為、いや、教条的な差別論議や実利的な差別論を言わぬ為、解同新宮支部からは、文化会のメンバーは反支部的だと言われたのである」(以上『全集』15、258頁)。

このように解放同盟や文化会という組織がそれぞれに持つイデオロギーの相違は明白であるが、もし文化会が言うように、ゴミ収集民間委託問題が新宮における部落差別と密接に関係しているのであれば、解放同盟がこの件に関わってこないのは何故か。「その建物(春日隣保館:引用者注)のある春日町が、新宮では一等古くからある部落であり、そして、部落解放同盟新宮支部内部でも低く扱われているらしい事は見えていた」(以上『全集』15、259頁)とあるように、ここには同和地区内の「微細な排除のシステム」が影響しているのだろうか。

子連れの七郎、ちさと夫妻(中上健次の義父と実母:引用者注)が新たに居を構えた野田地区とは、蓮池や、天狗の降り立つ一本松のある裏山、噂の

吹き溜まる三叉路の辻といった、「路地」的な情緒に欠ける新興地だったのである。もっとも春日地区が、一枚岩の長閑な共同体だったわけではない。「路地」の中の「路地」であり、新宮で最も古い歴史をもつ被差別部落の春日地区は、西と東の二つの共同井戸によって、大きく二つに分かれていた。「永(長)山」の蔑称で呼ばれたその地が切り開かれて以来、代々住み着いている者たちは西側に集まり、蓮池の大部分を埋め立ててできた東側には、尾鷲や有馬など、熊野川を隔てた三重県側からの移住者が多かった。そこには、外部の者には窺い知れない、「微細な排除のシステム」([異界にて])が機能していたのである。それがまた、田辺や本宮方面からの移住者の多い蘭沢や、新興地である野田地区に対しての、春日住人の独特的正統意識を増幅させることになるのだ。(高澤秀次『評伝 中上健次』集英社、1998年、110-111頁)

同和地区内にある春日、野田、蘭沢の性格の違いについては今回の交流会においても聞き取ることができたが、このような「微細な排除のシステム」が存在したかどうかは定かでない。しかし「部落青年文化会のメンバーと春日町の住民が、新宮支部を脱退し、部落解放同盟春日支部を結成したのは、連続公開講座打ち切りを決めて、ほどなくの十一月である。」という中上の文章や、春日からは未だに新宮支部長を輩出していない事実などと考えあわせると気になる問題ではある。とにかくこのような対立が具体的にどうであったのかは今のところはわからない。しかし、もし以上ののような地区内での確執・対立ゆえに民間委託問題への取組が十分に組織されず議論が成熟しなかったのだとすれば、「構造的差別」という重要な問題提起がされていただけに残念である。

以上に見てきたように中上健次は部落青年文化会の一員としてゴミ民間委託問題への社会的な働きかけをしているが、この一件が小説において扱わ

れることはなかった。むしろ彼の紀州サーバにとって大きな意味合いを持つのは、集落の一部をなす山の切り取りという物理的改変をもたらす春日小集落事業および日和山開発のほうである。

3.日和山開発

(1) 日和山開発とそれを取り巻く社会的関係

1981年1月1日付『さんでージャーナル』(276)の記事には「この日和山開発をめぐる疑問、不信の声が、市民の間にかなりある。それら疑問、不信については、本紙へご連絡下されば、新宮市、新和開発(実体は大桑産業)、新井組工事現場等で取材し報道します。どしどしご意見を、お寄せ下さい。」という文章がある。いわゆる「日和山開発」がいわくつきのものであることをこの記事は匂わせているが、一定程度のボリュームで日和山開発のことを扱っている記事はわずか数件しかなく、その内容も予算や計画、進捗状況のような事実関係を報道するにとどまっている。したがってこの出来を取り巻いている地元の社会的・政治的諸関係を再構成するには、中上健次の小説やエッセイに書かれたことに多くを依拠せねばならないが、彼の記述については客観性の面でいささか肯定しにくい点がある。というのは彼が作家を生業としているからに他ならない。しかし本稿ではあえて彼の記述に依拠して実際の事業の進捗状況と日和山開発に張り巡らされた社会的関係とを並置することにしよう。

※1978年3月5日付「熊野商工新聞」「春日小集落改良事業計画50戸を建設」(45)

新宮市はなかいあいだの懸案であった春日小集落事業に着手した。五十三年度から三か年事業で行うもので、老朽住宅等を買収し跡地に鉄筋二階建て住宅五十戸を建設する計画。五十戸の内訳は三戸建て一棟、四戸建て一棟、五戸建て二棟、六戸建て二棟、七戸建て三棟。用地は建物敷地に六二五七平方m、緑地に五一三平方mを当て、道路

その他で合計面積は八〇四〇平方m。総事業費は十億四千八百八十三万円。内訳けは国庫補助を五億九千九百二十三万円、県費補助を四千万円、起債を三億五千三百六十万円予定し、残り五千六百円(?)を市一般財源から支出、という計画である。

※1978年9月27日付『新紀日報』「春日住宅改良は下地工務店落札」(207)

新宮市は二十五日、春日小集落地区改良住宅新築工事の公入札を行い、下地公務店(代表、下地春美氏)が三千二百四十万円で落札した。この計画は五十五年度までに五十戸を新築するが、本年度は地区外の有楽町南側に二戸建て二棟計四戸を建てる。残りは五十四、五十五年度の二ヵ年で春日隣保館周辺の不良住宅を改良する。この日の入札参加は十二業者。

※1979年3月23日付『紀南新聞』「集落改良など新宮の工事落札」(239)

新宮市は十六日、土木工事八件の公入札を行った結果、次の業者が落札した。△春日小集落地区改良造成第一工区工事=木村組(木村要代表)二千九十九万円△同第二工区工事=岡長工務店(岡田繁於代表)二千七十一万円△同第三工区工事=中岸組(中岸金男代表)二千九十八万円△同第四工区工事=岡田組(岡田博代表)二千六百八十万円△春日小集落地区改良事業二号下水路新設工事=稗田建設(稗田由明代表)四百六十五万円△準用河川、射矢の谷川改修工事=山中建設(山中秀夫代表)五百五十七万円△鴻田二号下水路新設工事=近畿重機KK(岩出計男代表)六百二十二万円△春日小集落地区改良事業、不良住宅除去工事=上畠浄化槽設備商会(上畠正一代表)百五十万円

※1979年9月9日付『紀南新聞』「12億円で建設進む 春日小集落の移転 日和山の土地造成」(248)

新宮市が、五十三年から三年計画で行っている市

街地中心部の日和山造成工事が五十%あまり進捗した。この工事は、同和改善事業の一環として行っているもので、春日小集落の移転事業。日和山を切り開いて土地を造成し三十一戸の市営住宅を建て、春日地区の移転を図ろうとするもの。工事は、山の総面積二万五千平方mを削り取るもので、土砂にして八万立方m。現在すでに五万立方mを取りのぞいている。高さ三十mの山を平地化するもので総工費十二億円。土砂を取りのぞいたあと中央に五mと支線三本を走らせる。このほか二百七十九平方mの児童公園や四百六十三mの緑地も造成する。完成すれば新宮駅へ出るのにも大変便利になる。

※1979年12月9日付「紀南新聞」「集落住宅など新宮の建設工事を落札」(252)

新宮市は六日、建設工事など五件の競争入札を行い、つぎの落札者が決った。△春日小集落地区改良、住宅新築工事=七千二百五十二万円、中上組(中上和也代表)…略…。

事業の落札の記事が多く、進捗状況を報道している記事も1979年9月9日付「紀南新聞」のみなので日和山開発についてこれ以上詳しいことは新聞紙上からはわからない。また春日小集落事業を取り上げた記事は1979年12月9日の記事以降、1981年1月1日付「紀南新聞」「さんでージャーナル」まで見ることができない。その紀南新聞には「新宮市は昨年度から十年来の念願だった日和山開発の大事業に着手、正月明けには工事が再開され、…略…」(275)という文章があるので1980年は事業が大幅に中断し難航していたのではないだろうか。ところでこの穴を埋めるかのように、中上健次は1980年6月1日発行の『群像』(第三十五巻第六号)から「熊野集」の連載を開始している。現実とフィクションが複雑に交差しているこの短編集には、日和山開発にまつわるエピソードがまことしやかに書かれている。たとえば「海神」の章では事業中断の内実を次

のように描写している。

立ちのき交渉は最初改善住宅に入っている者らには市の開発公社に勤める路地の者が、親の代に玉置にめくら判を押さずにいてまだ土地が自分の物である者らの番になってからは、スーパーマーケットから下請け工事を約束してもらった路地に住んで土建業をする私の二番目の姉の婿が立っていた。二年も前から路地の山も家も取り壊されてしまうからなのか姉夫婦は駅二つ向うに土地造成費を入れれば一億はかるく越す家を新築してすでに路地の者らと気持ちはかけ離れているが、なに事も自分の腕と、人の後にはつくまいという気力でやりとげる土方の請負師気質なのか、交渉の先に立って、いいなりにならぬ路地の者らに歯噛みする。(『全集』6、256頁。初出は昭和五十五年十月一日発行『群像』第三十五巻第十号)

完治(中上健次の幼なじみ:引用者注)はその路地に生れて、路地で特有の遠近法を体で学習して、さらに路地の何人もの若衆がそうしたように身についた遠近法に一等近いヤクザの組に入り、何を思ったのか死ぬ一年前から山の御堂にあった跡に柱を立て木切れを打ちつけて家を建てて住みついたのだった。誰の眼にも、地主の玉置が借金を払うのにスーパーマーケットに権利を売り、そこを削り取って海と山と川に囲まれた狭い土地の人の流れをスーパーマーケットに集中させる道を市の金でつくるという事になったという山に、完治がヤクザに言われて金を目当てに家を建てて住みはじめたと写っていた。市もスーパーマーケットも困り切っていると噂が路地に入ってきたし、土建請負業を営み路地の自治会長もする姉婿が市とスーパーマーケットの密使になって山に立てこもったきりの完治を脱得に行ったとも噂は流れた。(『全集』6、263頁。初出は昭和五十五年十月一日発行『群像』第三十五巻第十号)

また「石橋」の章では、日和山開発に張り巡らされた利権関係の一部が、そしてその中に中上健次の親戚がいることが暴露されている。

そうやって交渉に動いて来て、山の端に建った六軒ほどの家に来て、そこが路地の者の誰一人として必要としないスーパー・マーケットに通じる道だった事で、難航はじめた。スーパー・マーケットと市の交渉の先に立ったのが私の二番目の姉婿だった。姉婿は路地の自治会長もやっていたし人夫を二十人ほど使う請負業をやっていたので山の端に立った家にも通じると思ったのか、他所目にはスーパー・マーケットだけが得するような無理難題を持ちかけて断わられ、そのうち意外な事がわかつた。スーパー・マーケットが出資してつくったその山と道路をつける会社の理事の一人に私の姉婿が入っていて、山を崩し道路をつくる工事は、私の義父と義父の姪の夫が、姉婿と三人で十億とも十四億とも人の言う工事を山分けする事になっていると、路地の者に知れわたってしまっていた。(『全集』6、284頁。初出は昭和五十五年十一月一日発行『群像』第三十五巻第十一号)

長らく中断していた事業も再開の目途がたつたらしく、年明けの1981年1月1日付『紀南新聞』『さんでージャーナル』(275、276)の記事ではあらためてその内容が詳しく報道されている。これらを参考にして事業を要約すると次のようになる。開発面積14700平方m、切り取り土量約17万3千立方m、総工事費市と(有)新和開発会社(大桑勇社長・代表取締役)をあわせて約62億円(予測工事費50億円、立退き補償費12億円)。工事の施工は(株)新井組。事業内容は、市の担当部分は市の同和対策特別事業の一環として(1)日和山地域内の春日町範囲内80戸(77世帯)と浮島町範囲内住宅14戸(13世帯)の改善。立退き者住宅50戸(昨年30戸、今年20戸)のほか代替え住宅の建設、(2)都市計画

道路(下本町下田線)のうち日和山開発地域内の道路、大桑百貨店から中央通りに達する延長約420m幅員12~13mの建設、(3)準幹線道路(浮島町丹鶴町線)延長約170m幅員約6mの建設である。また(有)新和開発が請負う事業は(1)日和山の切り取り及び造成、(2)区画道路一号、二号、三号、延長約150m幅員4mの建設、(3)排水管きよ、延長約520m径20~70センチメートルの建設、(4)公園一ヶ所、約130坪の建設、(5)時差排水調整池三ヶ所、容量約1300トンの建設、(6)防火水槽一ヶ所、容量約40トンの建設である。これらの道路や施設を造った後に残った約6千平方mには、新和開発会社が分譲やショッピングセンターの建設を予定している。

幾つかの数字が1980年以前の記事と異なっているが、総工費が62億円と大幅に膨れ上がっていることと(有)新和開発が市とともに日和山開発の事業主になっていることがここでは重要である。新和開発とは中上の文章にあった「スーパー・マーケットが出資してつくったその山と道路をつける会社」である。さらに五ヶ月後の紀南新聞(286)でも進捗状況が報道されており、用地買収の交渉がかなり難航していて工事がまたもや中断されているようであるが、事業は1983年には完工している。

以上、新聞に現れた日和山開発を見てきたが、この事業を中上は「まーけっとヲ五ツ持ツおおくわト地主ノ玉置ガ結託シ、ソレニ仕事ヲ狙ウ路地ノ土建屋ラガ後押シシテイル事ダ」(『全集』6、435頁)と捉えていた。

おおくわハ他ノす一ぱーまーけっとガ独占ヲ破ル形デ新宮ニ進出シテクルノヲ怖レテイタシ、ソレナラ路地ノ山ヲ取り市役所カラノ道ヲツケ、他ノ周辺道路ヲおおくわニ至ルヨウニシ、山ノ空地ニ高級でばーとヲ作ッテ対抗スルト思ウハズダ。玉置ハ代ガ替ッテカラやくざニ入りコマレ借金デ破産状態ニナッテイル。市ニトッテハ古イ町ノ近代化ニ都

合ガヨイ。ソレデ路地ガ被差別部落デモアルカラ同和予算デ県ヤ国ノ指示ヲ仰ギ、マズ山ヲ取り路地ヲ取ッタ。山ヲ取り路地ヲ取ッテ路地出身ノ土建屋ラハドレクライモウケタノダロウカ。(『全集』6、435頁)

大資本と市と地元の有力者たちがそれぞれの思惑をたゞさえながら関与している事業は次のようなやり方で被差別部落を榨取している。

私ハ路地ノ山ト住宅ノ撤去、新築ニ反対ダッタ。トイウノハ何十年モカカッテ行ワレテイル詐欺ガアルト見タカラダッタ。歴史トハ皮肉ナモノ。大逆事件ノ大石誠之助ノ甥ニアタル玉置某ガ路地ニ異様ニ関心ヲ持ッテイテ、表面上親切デ、ダカラ路地ノ者ラハナニガシカノ金ガ要ルトナルトスグ玉置ニ走ッタ。玉置ハ金ヲ貸シ代ワリニ白紙ニ判ヲオサセタ。調ベルト一部ノ者ハ土地ヲ担保ニスルト書イテアッタ言ウガ、ソレガ形ダケノモノダト言ワレ、路地ノ土地ナド取リアゲテモ役ニタツハズガナイト印ヲ押シタトイウ。玉置ハ丁度二十四年前ニ古イ家々ヲ撤去サセ市ニ土地ヲ貸ストイウ形デ市営住宅ヲ建テタ。ソノ時、土地ガ登記上玉置ノ物ニナッティモノダカラ、路地ノ者ラハ土地カラ追イ払ワレルトオビエタガ、玉置ト市ガ説明会ヲ開イテ言ウニハ、二十五年後ハ払イサゲ、建物ハ自分ノモノダト言ッタノダッタ。二十五年トハ年ガ明ケタ今年ノ事ダ。入相ノおちえのおばハ土地ハ玉置ニべてんニカカッテ登記ヲ移サレティタガ地代ヲ払い続ケタシ建物ハ自分ノモノダガ、ソレモ取り壊シテアッタ言ッタ。新シイ白亜ノ住宅ニ安イ家賃デ入レタガ、法律的ニハ借地権ガ棚上ゲサレタマナノダ。(『全集』6、435頁)

このような日和山開発に対して彼が採った行為は、ゴミ収集民間委託に対するのとは対照的に非常に私的なものだったと言わざるをえないが、それ

はこの路地の解体=日和山開発の実態を自らの観点から活字と映像で克明に書き留め、幾分スキャンダラスに暴露するということであった。「私ハ『熊野集』ニ路地ガイヨイヨ取り壊サレルトイウノデ、コサラ路地ノ動キヲ書キトメティタ。新宮市デハ『群像』ガ発売ト共ニスグ売リキレタ。路地ノ土建屋ラガ刻々ト変ワル情勢ヲ知ロウトルヨウニ『熊野集』ヲ読み、私ガ路地ノ事デ姉ト喧嘩シ、姉ノ夫ガ『熊野集・妖靈星』ヲ読み、身内ノ恥ヲ他ノ土建業者ヤ世間ニサラシタ怒ッテイル事ヲ知ラサレタ。16みりノ映画ヲ撮ッテイル最中ニハ、姉ガ、ソンナコトハ路地ノ不満ヲアオルダケダカラ中断シテクレト言イニ来タ。」(『全集』6、434頁)とあるように、「路地の再開発と密接に絡んだ中上の作品行為は、親族への現実的な挑戦を意味していた」(高澤秀次「評伝 中上健次」集英社、1998年、151頁)のだろう。

(2) 中上健次が汲み取った「路地」の声

他方においてこの開発をより冷静に見つめ作品世界の中に位置付けようとする姿勢も伺える。たとえば1978年7月1日発行の『文芸展望』に掲載された短篇「糞の家」がそうである。この作品には日和山開発と思しき山の切り取り工事が描写されている個所がある。路地の解体が近づいていることを予感させながらも未だに実現していない『枯木灘』(76年)と、すでに事業は完遂され路地のあったところにはフェンスに囲まれた空地だけが残っている『地の果て至上の時』(82年)の間の時期に書かれたこの短篇は、日和山の掘削という物理的な行為が路地の人間にとてどのような意味を持っているのかを知る上で重要である。次の引用では山の掘削そのものが描写されている。

その話は仕事場で顔を合わせた光男から聴いたのだった。山を崩し始めた。光男も光男の両親も路地の者らは噂が突然本当になりはじめたと驚き、しばらく人夫らが持ってきたそのブルドーザーやシ

ヨベルカーを見ていた。それらの機械はリース専用の「藤田」のものだったが、機械に乗ってハンドル操作をしているのは、路地に一つある土建業清水組の人夫らだった。清水組の親方でもあり自治会会長でもある実弘は、ショベルカーなどの機械を運び込んだ朝、その工事の周囲の家と残土を運ぶ為トラックが出入りする路地のとおりに沿った家の一軒一軒に、名前の入ったタオルと石の詰め合わせを渡し、音が立つトラックが通って迷惑をかけると声をかけて廻った。路地の者で文句を言う者はなかったし、山を切り崩してどうするのか訊ねる者もなかった。山を切り崩す直接の人間は、佐倉でも桑原でもなく清水実弘なのだ。

「どこからやり始めた?」

猛が訊くと、丁度櫻本の八百屋からまっすぐ入った道のつき当り、モリドの家の一軒隣りの脇から山へ登る石段があったとこからだと言った。猛は路地の者の気持をよく知り抜いた上手いやり方だと、感心した。路地は櫻本からまっすぐ入った道からその山への道を境にして、子供らも二つのグループに分かれた。天地の辻のある西方は昔から住んでいる者が多く、東方の駅よりはこの四、五十年の間に流入して来た者らが多かった。その境目から山を崩すなら、一等刺激は少なかった。

「どのくらい削った?」と猛が訊くと光男は弾みをつけてフォークリフトの車体に飛び乗り、それが大事なのだと声をつくって「どっさり」と言う。「ショベルでどんどん削るからあればあつと言う間やな」

その光男の言葉に釣られて、十時の休みに猛は路地に行ってみた。家の軒下に路地の者が集まつてショベルカーが鉄のつめでかき削り、土をダンプカーに載せるのに感心していた。

「えらいもんじや」猛に話しかける者もいる。

山に登る坂道の部分はもうすっかり削り取っていた。山の赤土が見えていた。

子供らが見ている大人の周りではしゃいでいた。

確かに小気味さえよかった。音をたてて山が崩さ

れて行くのだった。

猛は立ち働く人夫の姿や機械の動きを見て、確かに女やモン姐さんの言うように何かが大きく壊され崩されて行くと思った。何かが止めようもなく動いている。そう思い、女がこの光景を見たのだろうかと思った。女はその見物の中にいなかった。

光男が猛を呼んだ。光男は、猛に眼で見物の路地の者らを教え、「アホらしなって来えへんかいね」ととんきような声を出す。「あのオイさんら、俺が仕事へ行く時も感心してああやって見とって、まだ感心してみとる」

「暇じゃから」(『全集』2、462-463頁)

切り取り工事の光景をまなざす多くの眼があることに注目したい。その光景を冷静に受け取ろうとする猛、その朋輩の光男、家の軒下で感心しながら工事を眺める路地の者、大人の周りではしゃぐ子供たちなど、多くの見物人たち。この見物人の中にはただ物珍しさに気を取られ感心する者ばかりでなく、「何かが大きく壊され崩されて行く」「何かが止めようもなく動いている」と思いながら眺めている者も少なくなかったにちがいない。そのような者に、路地の解体を意味するこの工事は身体に直接に作用する恐怖として襲いかかる。

猛は女が何におびえているのだろうと思う。それは昔、子供の頃、路地の子と路地の土地の間にみえたものと似ていた。

「山がどうなってもええやないか」

猛は言った。女はうなずく。女はうなずいた視線のまま、顔をあげずまた声を殺して泣きはじめる。「怖ろしんよ」女は顔をあげる。「こんな毎日中から物におびえとるというと、みんな頭おかしなって来たんと違うかと思うんやろけど、うちは怖ろしん。男の人、うちの頼りになってくれる人、あんたしかおらんさか言うんやけど、恐いんよ」(『全集』2、465-466頁)

路地とともに生き、路地そのものとして生きてきた者の中、女の叫びは多くの見物人の中に埋もれた沈黙の声ではなかったろうか。中上健次はこのような路地の人々のか弱い声に同情する気持ちを「りべらるナ考エ」とよび、「中途半端ナ弱者救済ノ考エ」と揶揄しているが、彼こそがこのような声に路地の本質を見、自身の作品行為で汲み取ることを通じて真に「りべらる」であろうとしたのではないだろうか。ただそれが解放同盟のような運動体による社会的な行為ではなく、中上健次個人による小説の創作という行為によってなされたことには留意すべきであろう。